

# 綾川町地域防災計画

(資料編)

令和4年3月  
綾川町防災会議



# 目 次

【1 条例、協定等】	1
資料1-1 綾川町災害対策本部条例	1
資料1-2 綾川町防災会議条例	2
資料1-3 災害時の相互応援に関する協定書	4
資料1-4 香川県消防相互応援協定	6
資料1-5 香川県防災ヘリコプター応援協定	8
資料1-6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(細目含む)	10
資料1-7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書	15
資料1-8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	18
資料1-9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	21
資料1-10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	23
資料1-11 災害時における緊急輸送等に関する協定書	25
資料1-12 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書	27
資料1-13 災害時における防災活動協力に関する協定書	29
資料1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書	31
資料1-15 災害時における物資の提供等に関する協定書	33
資料1-16 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	35
資料1-17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(共済会)	37
資料1-18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(福寿会)	39
資料1-19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町建設業協会)	41
資料1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町協力会)	43
資料1-21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	45
資料1-22 災害時の医療救護活動に関する協定書(一般社団法人綾歌地区医師会)	48
資料1-23 災害時の医療救護活動に関する協定書(綾歌郡歯科医師会)	51
資料1-24 災害時の医療救護活動に関する協定書(綾歌郡薬剤師会)	54
資料1-25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	57
【2 防災上注意すべき区域等】	60
資料2-1 河川重要水防区域	60
資料2-2 ため池重要水防区域	62
資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所	75
資料2-4 土石流危険溪流	79
資料2-5 高堰堤	82
資料2-6 山腹崩壊危険地区	83
資料2-7 崩壊土砂流出危険地区	84
資料2-8 土砂災害と前兆現象の種類	86
資料2-9 浸水想定区域内災害時要配慮者施設一覧	87
資料2-10 綾川・本津川水位情報伝達経路図	88

資料2-11	土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧	88
資料2-12	土砂災害警戒情報伝達経路図	89
<b>【3</b>	<b>危険物等施設関係】</b>	<b>90</b>
資料3-1	危険物施設	90
資料3-2	高圧ガス関係事業所	91
資料3-3	毒物劇物営業者	91
資料3-4	災害種別と地区の危険箇所	92
<b>【4</b>	<b>気象関係】</b>	<b>94</b>
資料4-1	雨量観測所	94
資料4-2	水位観測所	94
資料4-3	防災行政無線による気象情報等伝達系統	95
資料4-4	気象庁震度階級関連解説表	96
<b>【5</b>	<b>消防水防関係】</b>	<b>101</b>
資料5-1	消防団現勢	101
資料5-2	消防水利の現況	101
資料5-3	水防倉庫等一覧	102
<b>【6</b>	<b>通信施設関係】</b>	<b>103</b>
資料6-1	香川県防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)回線構成図	103
資料6-2	町防災行政無線	104
資料6-3	香川県防災情報システム概要図	112
<b>【7</b>	<b>医療救護関係】</b>	<b>113</b>
資料7-1	綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン	113
資料7-2	綾川町医療救護本部 体制図	116
資料7-3	綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧	117
資料7-4	医療救護所一覧・臨時救護所・救護病院	120
資料7-5	標準備蓄医薬品等及び備蓄機関	121
資料7-6	医薬品等の調達・供給体制	124
<b>【8</b>	<b>保健・衛生関係】</b>	<b>125</b>
資料8-1	栄養相談・指導活動体系図	125
資料8-2	精神保健活動体系図	127
資料8-3	廃棄物処理施設、し尿処理施設	128
資料8-4	火葬場・遺体収容場所	128
<b>【9</b>	<b>食料品等の備蓄、調達関係】</b>	<b>129</b>
資料9-1	生活必需物資等の調達方法	129
資料9-2	防災倉庫等配置一覧	130
資料9-3	備蓄一覧	131
<b>【10</b>	<b>交通・輸送関係】</b>	<b>133</b>
資料10-1	緊急輸送路	133
<b>【11</b>	<b>避難収容関係】</b>	<b>135</b>
資料11-1	避難所一覧	135

資料11-2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	137
<b>【12 その他】</b>	140
資料12-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等	140
資料12-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	146
資料12-3 町内の文化財	149
資料12-4 広域航空応援受援マニュアル	150
<b>【13 様式等】</b>	161
資料13-1-1 配備人員報告書	161
資料13-1-2 配備体制別配備人員集計表	162
資料13-1-3 災害概況即報	163
資料13-1-4 被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表	164
資料13-1-5 災害報告(即報・確定)	165
資料13-1-6 被害調査表	166
資料13-1-7 浸水被害調査表	167
資料13-1-8 災害報告及び対策処理票	168
資料13-1-9 要請情報	169
資料13-1-10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式	170
資料13-1-11 緊急通行車両確認のための証明書様式	172
資料13-1-12 避難所運営のための様式	175
資料13-1-13 リ災証明書	180
資料13-1-14 緊急消防援助隊応援要請連絡票	185



## 【 1 条例、協定等】

### 資料 1 - 1 綾川町災害対策本部条例

平成18年3月21日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、綾川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

平成18年3月21日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、綾川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 綾川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 綾川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) その他町長が指名する者
- 6 委員は25人以内とし、前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、綾川町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。



(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

## 資料 1 - 3 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
  - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
  - ③ 応援を求める期間、場所
  - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。  
(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。  
(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。  
(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。  
(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

## 資料 1 - 4 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長(以下「受援側の長」という。)に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書(別紙様式1)を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況(別紙様式2)を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

## 附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

## 資料 1 - 5 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当(以下「防災航空隊」という。)に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長(消防本部を置かない町にあっては当該町長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

## 資料 1 - 6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（細目含む）

高松空港株式会社（以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

### （目 的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （区 分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

### （緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の発生日時
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
- (4) 負傷者の有無
- (5) その他判明している事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

### （費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。



(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018)年4月1日から平成31年(2019)年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。

(細 目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

(附 則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

甲 高松空港株式会社  
代表取締役社長 渡部 哲也

乙 高松市  
高松市長 大西 秀人

丙 三木町  
三木町長 筒井 敏行

丁 綾川町  
綾川町長 藤井 賢

【一般対策編 第2章 第7節 航空災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第30節 航空災害対策計画】

## 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」(以下「協定」という。) 第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

(適用)

第1条 その周辺とは、高松空港の標点(34. 12. 51N/134. 00. 56E)から、半径9kmの範囲とする。

(通報手段)

第2条 協定第3条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。

(費用の負担)

第3条 消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。

(指揮)

第4条 災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。

2 前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。

(協議)

第5条 本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 本細目4通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

この細目は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

高松空港株式会社  
代表取締役社長 渡部 哲也

高松市  
高松市長 大西 秀人

三木町  
三木町長 筒井 敏行

綾川町  
綾川町長 藤井 賢

## 資料 1 - 7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)は、綾川町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、綾川町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### (支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

### (現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、綾川町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### (支援の要請)

第5条 綾川町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

### (支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

### (平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### (その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号  
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 印

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町長 藤井 賢 印

## 【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。  
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
2. 甲が災害初動時に第3条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。  
ただし、第3条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
  - ①災害種別が大規模災害である場合
  - ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)
  - ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
  - ④国土交通省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
  - ⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条(支援の要請)に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設(河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等)を言う。

## 資料 1 - 8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と四国電力株式会社(以下「乙」という。)及び四国電力送配電株式会社(以下「丙」という。)は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に伴う広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」という。)が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれが有する資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧(以下「復旧作業」という。)及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業(以下「除去作業」という。)を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

### (連絡体制等)

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

### (電力供給設備等の復旧)

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生したときは、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整の上、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

### (道路啓開)

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなったときは、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

### (早期復旧のための協力)

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

(2) その他、復旧作業及び除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

### (仮設電柱等の設置)

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。



(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、実施した協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報(個人情報を含む。)を取り扱う場合は、秘密情報の保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附則

甲及び乙が締結している「災害時の協力に関する協定書」(平成26年2月19日締結)及びそれに付随するものは、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月9日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町  
綾川町長 前田 武俊 印

乙 香川県高松市室新町973番地1  
四国電力株式会社 香川支店  
執行役員香川支店長 大西 玉喜 印

丙 香川県高松市室新町973番地1  
四国電力送配電株式会社 高松支社  
支社長 植松 幸雄 印

- 【一般対策編 第2章 第15節 ライフライン等災害予防計画】
- 【一般対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】
- 【地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画】
- 【地震対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

## 資料1-9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ

大規模災害時における町民等の安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察(以下、「甲」という。)と綾川町(以下、「乙」という。)とは、相互に保有する町民等の安否に関する情報の確認に関し、次のとおり申し合わせる。

### 1 甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する町民等の安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した者を特定する情報(本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別)を乙に提供するものとする。

### 2 乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する町民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

### 3 連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部とし、乙においては、総務課とする。

### 4 情報確認に関する遵守事項

#### (1) 保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

#### (2) 情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における町民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

#### (3) 情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者及び避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もDV等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

#### (4) 公表に関する事前協議

甲、乙は、情報交換により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

### 5 その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 香川県警察 本部長 筋 伊知朗 印

乙 綾川町 町長 藤井 賢 印

## 資料1-10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川県電気工事業工業組合滝宮支部(以下「乙」という。)は、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに前述の要請書を提出するものとする。

3 災害規模により乙は、他支部(四国連合会及び全日連合会)に協力要請をすることができる。

(協力業務)

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

(災害応急対策業務の指示)

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて災害応急対策業務を実施するものとする。

(業務報告)

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合及び次に掲げる場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号)の規定を準用し、甲が補償するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては総務課長を、乙においては滝宮支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町  
町長 藤井 賢 印

乙 香川県坂出市室町2丁目4-15  
香川県電気工事業工業組合  
支部長 西尾 穂 印

## 資料1-1-1 災害時における緊急輸送等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社、有限会社綾南交通及び有限会社大東タクシー(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時における緊急輸送等の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有するタクシー及びバス等(以下「タクシー等」という。)を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(緊急輸送等の対象)

第2条 この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に伴う疾病者の搬送
- (2) 災害時要援護者の搬送
- (3) 福祉車両を用いた緊急輸送
- (4) 応急対策に必要な人員及び機材の輸送
- (5) 災害の状況、被害状況の収集
- (6) その他甲が必要と認めるもの

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時においてタクシー等の活用を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の所有するタクシー等の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

- (1) 緊急輸送を要する理由
- (2) 輸送する人員数等
- (3) 乗車(積み込み)場所及び降車(降ろし)場所
- (4) 災害の状況、被害情報を収集する地域
- (5) その他参考となる事項

(対応等)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示により乙が所有するタクシー等を被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事業所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、令和2年7月13日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年7月13日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町

前田 武俊 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1  
大丸タクシー有限公司  
代表取締役 伊賀 敏洋 印

香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6  
有限会社綾南交通  
代表取締役 村瀬 秀則 印

香川県綾歌郡綾川町畑田696番地13  
有限会社大東タクシー  
代表取締役 西川 和徳 印



## 資料1-12 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社及び有限会社綾南交通及び有限会社大東タクシー(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時におけるタクシー業務無線(以下「業務無線」という。)の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有する業務無線を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において業務無線の活用を必要とするときは、乙に対し、乙の所有する業務無線の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

(対応等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに次の各号の対応を綾川町災害対策本部又は綾上支所にて行うものとする。

- (1) 業務無線取扱資格者の派遣
- (2) 業務無線機の提供
- (3) その他必要なもの

(協力の実施)

第4条 甲の要請により派遣された乙の職員は、甲の指示に業務無線を活用してタクシーを被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事業所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、令和2年7月13日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年7月13日

- 甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町  
前田 武俊 印
- 乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1  
大丸タクシー有限公司  
代表取締役 伊賀 敏洋 印
- 香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6  
有限会社綾南交通  
代表取締役 村瀬 秀則 印
- 香川県綾歌郡綾川町畑田696番地13  
有限会社大東タクシー  
代表取締役 西川 和徳 印

## 資料1-13 災害時における防災活動協力に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)とイオン株式会社西日本カンパニー(以下「乙」という。)は、災害時における被災者に対する防災活動協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で地震災害、風水害その他の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る防災活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。

### (協力の要請)

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品名、数量、場所、期間等を明示した応援要請書(別記様式)をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の店舗(次号において「店舗」という。)において、被災者に対し、一時避難場所、車両退避場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

3 甲および乙は、前2項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

### (物資の種類)

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他の取扱商品

### (物資の価格)

第4条 乙が、第2条第3号の規定する防災協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲および乙間で協議して決定するものとする。

### (物資の受渡し)

第5条 物資の受渡し場所は、乙の営業に支障のない範囲において、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上これを受け取るものとする。

2 甲が受け取った物資の代金は、受け取り後、支払うものとする。

### (車両優先通行の確保)

第6条 甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### (情報交換)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換および甲が行う防災訓練等を通じて、緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、協力要請および連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者をあらかじめ選任するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲および乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年6月27日

甲 綾川町 綾川町長

大阪市福島区海老江一丁目1番23号  
乙 イオン株式会社西日本カンパニー  
執行役支社長

## 資料1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年2月21日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長 藤井 賢

乙 香川県高松市春日町 1378 番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社

専務取締役 営業本部長 大内 喬

【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【一般対策編 第3章 第14節 食料供給計画】

【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【地震対策編 第3章 第14節 食料供給計画】

## 資料 1 - 1 5 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川ペプシコーラ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があつたときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

### (協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

### (申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

### (有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

### (協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 24 年9月 28 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長

乙 香川県坂出市府中町 5326-5

香川ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長



## 資料1-16 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

綾川町長 藤井 賢(以下「甲」という。)、株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場一雄(以下「乙」という。)、株式会社 富士建設工業 代表取締役 串田勝利(以下「丙」という。)、及び株式会社 リソーシズ 代表取締役 沖川 修(以下「丁」という。))は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という)が発生した場合に、災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という)の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、被災した次に掲げる事業(以下「災害廃棄物の処理等」という)について、乙、丙、丁に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙、丙、丁に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材等を確保し、災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたり、関係法令を遵守し、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。
- (3) 通常契約の業務に影響がないように配慮すること。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙、丙及び丁に対して被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施機関
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙、丙及び丁が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲と乙、丙及び丁との通常の委託金額を基準として、協議のもと支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定は、平成23年7月15日から効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 15 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾川町  
綾川町長 藤井 賢 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1  
株式会社 富士クリーン  
代表取締役 馬場 一雄 印

丙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1  
株式会社 富士建設工業  
代表取締役 串田 勝利 印

丁 香川県高松市室町 1907 番地 36  
株式会社 リソーシズ  
代表取締役 沖川 修 印

資料1-17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（共済会）

社会福祉法人 共済会（以下「甲」という。）と綾川町（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 376 番地2  
社会福祉法人 共済会 理事長 宮 武 利 弘

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料1-18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（福寿会）

社会福祉法人 福寿会（以下「甲」という。）と綾川町（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 435 番地4  
社会福祉法人 福寿会 理事長 伊 賀 恭 子

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料 1 - 1 9 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町建設業協会)

綾川町(以下「甲」という。)と綾川町建設業協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結した。

(趣 旨)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設および土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置および復旧措置に係る建設機械等の応援出動(以下「応急措置等」という。)の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請等)

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員および資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

(費用の請求等)

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(災害補償)

第6条 第3条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第7号)の規定を適用し補償する。

(報 告)

第7条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員および資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 30 年4月 23 日

甲 綾川町  
綾川町長 前田 武俊 印

乙 綾川町建設業協会  
会 長 小川 一 印

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】



## 資料1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町協力会)

綾川町(以下「甲」という)と綾川町じつはら会(以下「乙」という)は甲区域内で発生した大規模な災害(以下大規模災害という)への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の災害により、甲が管理する公共施設及び工作物等の応急支援活動の実施に関し、甲が乙に対し協力を要請する場合の必要事項を定めるものとする。

(大規模災害の定義)

第2条 この協定書において、大規模災害とは甲が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると甲が判断した災害をいう。

(支援要請)

第3条 甲は災害が発生し、乙の支援活動が必要であると認めるときは、乙に対し支援要請を行うものとする。

2 乙は甲から支援要請があったときは、特別な事情がない限り、甲に協力するものとする。

(支援活動内容)

第4条 乙は甲から支援要請を受けたときは、甲の指示に従い人員及び資材並びに専門的技術を提供する。

(支援活動の報告)

第5条 乙は支援活動が終了したときは、速やかに支援内容を甲に報告する。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、原則として甲の定める基準に基づき、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 甲からの協力要請に応じて支援活動を従事した者がそのために死亡又は負傷(身体の障害を含む)となった場合における補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償するものとする。

(協議)

第8条 この協議に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用)

第9条 この協定は平成23年6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年6月1日

(甲) 香川県綾歌郡綾川町滝宮299  
綾川町長 藤井 賢 印

(乙) 香川県綾歌郡綾川町羽床上2718-29番地  
綾川町協力会  
会長 實原 照彦 印

### 綾川町協力会名簿

平成23年5月17日現在

	会員名	代表者	所在地	防災担当者	電話番号
1	じつはら建設(株)	實原 健太郎	綾歌郡綾川町羽床上2718-29	實原 健太郎	087-878-3101
2	(有)ハウスリフォーム	村山 好治	綾歌郡綾川町滝宮297-42	村山 好治	087-876-2400
3	(有)中尾工務店	中尾 勉	綾歌郡綾川町陶4570-1	中尾 勉	087-876-0273
4	長尾電機水道	合場 正行	綾歌郡綾川町羽床182	合場 正行	087-876-1033
5	十河の石屋さん	十河 茂之	綾歌郡綾川町萱原385-1	十河 茂之	087-876-0266
6	香川県管工事業協同 組合連合会	理事長 土居 正幸	綾歌郡綾川町畑田588-2	理事長 土居 正幸	087-877-0202

## 資料1-2-1 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町(以下「構成団体」という。)とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等(以下「災害等」という。)の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

### (災害情報の共有)

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

### (水道施設の復旧)

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

### (復旧作業に対する協力)

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

### (応急給水作業に対する協力)

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

### (相互応援)

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

#### (1)災害等の状況

(2)応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援にあたっては必要な職種、人数など)

(3) 応援を求める期間、場所

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別の事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事	浜田 恵造	高松市長	大西 秀人
丸亀市長	梶 正治	坂出市長	綾 宏
善通寺市長	平岡 政典	観音寺市長	白川 晴司
さぬき市長	大山 茂樹	東かがわ市長	藤井 秀城
三豊市長	山下 昭史	土庄町長	三枝 邦彦
小豆島町長	塩田 幸雄	三木町長	筒井 敏行
宇多津町長	谷川 俊博	綾川町長	藤井 賢
琴平町長	小野 正人	多度津町長	丸尾 幸雄
まんのう町長	栗田 隆義	香川広域水道企業団	
		企業長	浜田 恵造

【一般対策編 第2章 第15節 ライフライン等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第15節 給水計画】

【一般対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

【地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第15節 給水計画】

【地震対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

## 資料 1 - 2 2 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人綾歌地区医師会）

綾川町（以下「甲」という。）と一般社団法人綾歌地区医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（医師及び看護師の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し医師及び看護師（準看護師を含む。以下「医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで医師等を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された医師等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 乙は、甲の医師等の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医師等の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（医師等の任務）

第5条 乙が派遣する医師等は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医師等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診察(トリアージを含む)応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 避難所の巡回診療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認及び死体の検案
- (7) 活動の記録と報告
- (8) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の調達)

第6条 乙が派遣する医師等が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

(輸送)

第7条 医師等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する費用
- (2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医師等の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(救護病院及び応急救護所の指定)

第13条 乙は、甲が綾川町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
香川県綾歌郡綾川町  
綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮220番地1  
一般社団法人 綾歌地区医師会  
会 長 溝渕 博司



## 資料 1 - 2 3 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡歯科医師会）

綾川町（以下「甲」という。）と綾歌郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（歯科医師及び歯科衛生士の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し歯科医師及び歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで歯科医師等を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された歯科医師等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 乙は、甲の歯科医師等の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ歯科医師等の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（歯科医師等の任務）

第5条 乙が派遣する歯科医師等は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医師等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の調達)

第6条 乙が派遣する歯科医師等が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

(輸送)

第7条 歯科医師等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医師等の派遣に要する費用
- (2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医師等の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

香川県綾歌郡綾川町

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町畑田812番地1

綾歌郡歯科医師会

会 長 浜崎 一郎

## 資料 1 - 2 4 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡薬剤師会）

綾川町（以下「甲」という。）と綾歌郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（薬剤師の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで薬剤師を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された薬剤師に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 乙は、甲の薬剤師の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ薬剤師の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（薬剤師の任務）

第5条 乙が派遣する薬剤師は、原則として、甲が設置する応急救護所、医薬品等の集積場所及び甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師の任務は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録と報告
- (5) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の提供)

第6条 甲は医療救護活動において医薬品等が必要になった場合は、乙の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(輸送)

第7条 薬剤師及び医薬品等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(費用弁償等)

第8条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 乙の会員が提供した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(調剤費)

第9条 応急救護所等における調剤費は無料とし、前条に規定する費用の弁償に含まないものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(平常時からの医薬品等の確保)

第12条 医療救護活動において必要と想定される医薬品等の薬効別などの品目及び数量については、連絡会において、あらかじめリストを作成するものとする。

2 乙は、会員が保管する医薬品等が、前項のリストに掲載された品目及び数量を確保できているかを確認し、甲に報告するものとする。

3 乙の会員が保管する医薬品等だけでは、第1項のリストに掲載された品目及び数量の確保が難しい場合は、甲乙協議のうえ確保に努めるものとする。

4 第1項のリストは、連絡会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
香川県綾歌郡綾川町  
綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町陶1719番地1  
綾歌郡薬剤師会  
会長 森 廣文

## 資料1-25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

綾川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人綾川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、綾川町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、綾川町内で地震、風水害等における大規模な災害が発生したとき、（以下「災害発生時」という。）に「綾川町地域防災計画」に基づき、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体又は、個人を支援するためセンターを設置することに関し、必要な事項を定め、被災者の生活安定に寄与することを目的とする。

### （センター等の設置）

第2条 甲は災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認めたときは、センター設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、速やかにセンターを設置し、災害ボランティアセンター設置通知書により甲へ報告するとともに、必要な業務を開始するものとする。

3 甲は、乙と協議のうえ、救援活動を実施するため最適な場所を確保し、乙に提供するものとする。

### （センターの運営）

第3条 センターの運営は乙が主体となり行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙に対して可能な範囲で人員を派遣するものとする。

### （連携及び協力）

第4条 甲と乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

### （センターの業務）

第5条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 災害ボランティアの受付
- (2) 災害ボランティアニーズの受給調整等
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- (4) 綾川町災害対策本部等との連絡調整
- (5) 災害ボランティア活動にかかる支援募金活動
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の情報提供)

第6条 甲は、乙から被災状況等の情報提供を求められた場合は、必要に応じて情報提供を行うものとする。

(資機材の確保)

第7条 甲と乙は災害発生時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。

ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 救援資機材等の購入又は貸借に要する費用
  - (2) その他、甲が運営に必要と定める費用
- 2 前項の規定に係る資機材等を乙が購入又は貸借しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、第1項の規定にかかわらずこれらの助成、現物給付等を利用し、不足する同項の費用については甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第9条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 乙は、活動が終了したときは、速やかにその状況について災害ボランティア活動状況報告書により甲に報告するものとする。

(平時の取組み)

第10条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する連絡会議等を通じて情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、災害時に備えセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(ボランティア保険への加入)



第11条 乙は、ボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始の際に、活動参加者を保険に加入させるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる経費については、ボランティアの自己負担とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1ヵ月前までに甲乙いずれかからも意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年延長され、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地

社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会  
会長 谷岡 学

【一般対策編 第2章 第23節 ボランティア活動環境整備計画】

【一般対策編 第3章 第26節 ボランティア受入計画】

【地震対策編 第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画】

【地震対策編 第3章 第28節 ボランティア受入計画】

## 【 2 防災上注意すべき区域等】

### 資料 2 - 1 河川重要水防区域

#### 【危険度判定基準】

判定基準 事項		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び根入不足。 ii) 天然河岸の河床洗掘及び河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重要度	用途地域、DID地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

【1級水系指定区間】1水系1河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	土器川	備中地川	中讃土木事務所	まんのう町 綾川町			1,300	310	1,688	3,298
一級水系計（1水系1河川）							1,300	310	1,688	3,298

【2級水系県管理区間】2水系18河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	本津川	本津川	高松土木事務所 中讃土木事務所	高松市 綾川町		100	9,970	60	11,240	21,370
2	綾川	綾川	中讃土木事務所 高松土木事務所	坂出市 綾川町 高松市			11,000	6,230	20,983	38,213
3	〃	富川	中讃土木事務所	綾川町			2,440	20	7,760	10,220
4	〃	御寺川	〃	〃			1,800		400	2,200
5	〃	淵田川	〃	〃			2,900		1,130	4,030
6	〃	大谷川	〃	〃					4,028	4,028
7	〃	飴屋川	〃	〃			900		143	1,043
8	〃	今滝川	〃	〃			2,580		1,818	4,398
9	〃	梶羽川	〃	〃			1,590	590	1,812	3,992
10	〃	堂谷川	〃	〃			2,450		1,060	3,510
11	〃	菖蒲川	〃	〃			1,550		1,118	2,668
12	〃	田万川	〃	〃				590	8,364	8,954
13	〃	朽木川	〃	〃			110		1,490	1,600
14	〃	竹本川	中讃土木事務所 高松土木事務所	綾川町 香川町			550	150	5,349	5,969
15	〃	本谷川	中讃土木事務所	綾川町			600		1,400	2,000
16	〃	貞重川	〃	〃				440	2,960	3,400
17	〃	西長柄川	〃	〃				3,471	220	3,691
18	〃	開川	〃	〃				690	890	1,580
二級水系計（2水系18河川）						100	38,440	12,161	72,165	122,866

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-2 ため池重要水防区域

256箇所

No	堰堤名	関係河川名	規 模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
1	小谷池	綾川	22	3.2	0.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
2	大興寺下池	綾川	23	3.2	1.1	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
3	箸尾池	堂谷川	20	4.2	0.1	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
4	植田池	綾川	39	5.0	1.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打	
5	庄屋池	綾川	99	9.0	114.3	中讃土地改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
6	モズガ谷池	綾川	20	6.0	1.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打	
7	西の池	綾川	50	8.0	2.5	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
8	永富池	綾川	92	23.2	356.0	中讃土地改良事務所	綾川町	590.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
9	朽木大池	綾川	100	14.2	172.0	中讃土地改良事務所	綾川町	42.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
10	徳利池	綾川	121	8.7	91.8	中讃土地改良事務所	綾川町	162.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
11	松熊池	綾川	119	9.0	49.9	中讃土地改良事務所	綾川町	88.9	漏水決壊	土俵積立・杭打	
12	宮谷池	綾川	50	12.7	30.7	中讃土地改良事務所	綾川町	67.8	漏水決壊	土俵積立・杭打	
13	大桑池	綾川	130	14.8	162.0	中讃土地改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
14	東蓮寺池	綾川	84	7.0	43.5	中讃土地改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
15	池谷池	綾川	80	8.1	50.0	中讃土地改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
16	尾狭池	今滝川	110	11.8	56.5	中讃土地改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積立・杭打	
17	鶺鴒池	本津川	236	15.1	337.0	中讃土地改良事務所	綾川町	71.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
18	森兼池	本津川	219	4.7	28.8	中讃土地改良事務所	綾川町	11.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
19	篠池	綾川	164	4.5	48.1	中讃土地改良事務所	綾川町	19.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
20	田池	本津川	280	2.8	36.0	中讃土地改良事務所	綾川町	24.5	漏水決壊	土俵積立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
21	実光池	綾川	177	5.1	103.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
22	大皿池	綾川	244	5.8	72.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
23	高司下池	綾川	167	6.9	67.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	33.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
24	高司上池	綾川	176	4.1	73.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
25	大谷池	綾川	267	14.0	536.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	45.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
26	大池	綾川	356	6.5	42.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	29.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
27	八ツ池	綾川	213	7.0	44.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	29.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
28	蛇池	綾川	86	5.3	63.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
29	常行池	綾川	90	13.4	83.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
30	大道池	綾川	90	5.5	34.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	7.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
31	赤坂上池	綾川	65	7.9	121.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
32	大羽茂池	綾川	303	10.3	145.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	55.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
33	濁上池	綾川	188	6.9	50.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
34	濁下池	綾川	126	4.1	38.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
35	山田池	綾川	145	10.4	38.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
36	大池	綾川	115	10.3	100.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
37	山下池	綾川	526	6.3	101.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
38	二区池	綾川	95	10.2	128.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
39	皿池	綾川	155	6.1	86.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	35.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
40	新池	綾川	62	4.8	11.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	35.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
41	一区池	綾川	115	13.0	169.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	31.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
42	菰池	綾川	105	6.9	37.5	中讃土地	綾川町	8.2	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
43	蛇谷池	綾川	168	4.5	30.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
44	蓮池	綾川	180	10.6	62.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	14.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
45	氷池	綾川	88	5.5	69.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
46	宮池	綾川	122	9.9	62.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
47	大池	綾川	110	8.8	167.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
48	孫四郎池	綾川	85	8.7	31.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
49	フルツク 谷池	竹本川	41	8.0	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
50	二股池	竹本川	77	7.1	6.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
51	大柳池	本谷川	45	5.7	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
52	林ヶ谷池	本谷川	30	4.5	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
53	脇谷池	田万川	23	4.2	0.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
54	峯原池	本谷川	35	6.2	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
55	中池	本谷川	32	4.6	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
56	上池	田万川	38	4.5	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
57	北坂上池	竹本川	29	6.2	2.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
58	北坂下池	竹本川	41	5.9	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
59	オキタ浦池	貞重川	40	5.3	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
60	中ノ谷池	本谷川	32	6.5	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
61	飯之く池	田万川	40	8.0	4.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
62	ソギタテ池	田万川	30	8.0	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
63	萩の谷池	貞重川	68	7.0	20.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
64	岡池	綾川	31	5.1	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
65	タマリ池	綾川	27	4.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
66	ヤナ池	綾川	20	4.0	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
67	船頭上池	綾川	32	6.7	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
68	家の上池	西長柄 川	29	3.3	0.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
69	東芝池	綾川	40	6.4	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
70	中池	綾川	55	5.2	2.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
71	友定池	綾川	90	5.5	4.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
72	四歩市池	綾川	82	13.6	69.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	26.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
73	下池	綾川	45	5.5	3.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
74	上池	綾川	68	5.5	4.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
75	砂池	綾川	33	5.8	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
76	大前池	綾川	44	4.0	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
77	小屋谷池	田万川	35	4.5	2.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
78	ダイドウ池	湊田川	56	4.8	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
79	蓮池	湊田川	45	6.2	12.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
80	東裏池	綾川	35	3.5	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
81	羽田上池	湊田川	34	4.7	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
82	小谷池	綾川	28	4.8	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
83	前池	綾川	36	6.0	1.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
84	蓮池	湊田川	70	3.0	10.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
85	福井池	綾川	25	4.5	0.8	中讃土地	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
86	久保池	綾川	45	4.0	2.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
87	葛西池	綾川	33	4.5	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
88	山角池	堂谷川	54	11.0	30.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
89	菰池	堂谷川	64	8.3	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
90	東浦谷池	堂谷川	41	4.0	0.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
91	土井大池	堂谷川	60	6.2	5.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
92	上佐古池	堂谷川	58	5.6	9.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
93	土橋池	綾川	35	3.8	0.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
94	松尾池	綾川	52	5.7	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
95	浦谷池	堂谷川	40	3.0	1.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
96	福田池	綾川	46	4.6	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
97	大興寺前池	綾川	32	3.0	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
98	大興寺池	綾川	23	3.2	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
99	池田池	堂谷川	58	7.0	10.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
100	前佐古池	堂谷川	37	5.5	6.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
101	佐古池	堂谷川	87	7.9	14.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
102	柿の子池	堂谷川	32	6.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
103	大桑新池	梶羽川	66	13.0	42.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
104	池浦池	堂谷川	80	10.0	24.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	14.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
105	前谷池	堂谷川	34	4.5	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
106	伊弥池	梶羽川	100	8.1	25.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	



No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
107	菖蒲池	梶羽川	50	4.8	4.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
108	古屋敷東池	綾川	30	3.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
109	矢谷池	綾川	42	3.5	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
110	米田池	綾川	48	4.0	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
111	塊場上池	綾川	30	5.7	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
112	真池	今滝川	32	4.5	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
113	柳谷上池	今滝川	48	7.1	10.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
114	柳谷下池	今滝川	38	8.2	8.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	7.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
115	出ノ久保池	綾川	36	4.7	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
116	城方池	今滝川	48	4.9	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
117	前佐古池	綾川	42	2.8	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
118	岡池	綾川	48	5.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
119	頭吉池	綾川	57	6.3	6.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
120	宮上池	綾川	24	0.5	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
121	小奈良須池	本津川	210	4.9	23.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
122	良はん池	本津川	26	5.5	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
123	山の神池	本津川	93	3.7	11.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
124	打田池	本津川	150	3.1	28.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
125	林が谷池	本津川	78	7.4	7.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
126	堺口池	本津川	114	2.7	10.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
127	森兼新池	本津川	188	3.8	16.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
128	南谷池	本津川	110	4.6	6.5	中讃土地	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
129	石が谷池	本津川	185	8.6	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
130	苗代池	本津川	92	3.1	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
131	ツンボ池	本津川	79	2.5	3.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
132	四郎右衛 門池	本津川	102	4.0	7.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
133	常福寺池	綾川	46	2.4	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
134	合池	綾川	88	7.7	5.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
135	山の神池	綾川	82	5.7	3.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
136	上山の神池	綾川	94	5.0	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
137	新池	綾川	69	3.2	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
138	中池	綾川	60	2.6	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
139	長池	綾川	183	3.5	3.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
140	小皿池	綾川	54	2.7	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	19.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
141	三右衛門池	綾川	60	3.3	8.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
142	炭金池	綾川	40	2.0	4.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
143	菰萱池	綾川	110	3.6	13.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
144	助三門池	綾川	76	2.6	3.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
145	新開池	綾川	120	3.1	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
146	大道池	綾川	67	3.7	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
147	菰萱池	綾川	75	1.8	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
148	新池	綾川	140	5.2	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
149	岩石池	綾川	80	2.4	5.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
150	蛇池	綾川	65	3.3	5.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
151	奥の池	綾川	100	8.8	36.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	27.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
152	手坂池	綾川	58	2.8	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
153	合掌池	綾川	83	3.5	4.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
154	彦右衛門池	綾川	85	3.3	2.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
155	柳谷池	綾川	45	6.0	23.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
156	貝の谷池	綾川	51	4.2	4.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
157	谷口裏池	綾川	22	2.5	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
158	百ぜん池	綾川	41	8.5	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
159	もろが谷池	綾川	25	5.0	1.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
160	宮池	綾川	49	3.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
161	水倉池	綾川	35	4.0	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
162	濁池	綾川	275	4.6	50.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
163	原池	綾川	420	1.9	11.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
164	摺鉢池	綾川	54	2.9	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
165	谷池	綾川	225	5.2	25.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
166	新池	綾川	106	2.7	3.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
167	満濃池	綾川	55	2.9	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
168	山の神池	綾川	168	7.7	31.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
169	落の池	綾川	110	6.0	16.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
170	平松池	綾川	75	6.2	13.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
171	甲骨池	綾川	90	5.4	19.7	中讃土地	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
172	蓮池	綾川	55	5.8	4.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
173	みの谷下池	綾川	40	3.8	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
174	みの谷上池	綾川	38	3.7	0.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
175	深池	綾川	100	7.3	19.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
176	赤坂下池	綾川	105	7.2	90.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
177	西村池	綾川	54	8.6	28.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	21.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
178	蓮池	綾川	115	3.0	2.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
179	マス池	綾川	155	3.0	2.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
180	長池	綾川	92	2.8	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
181	平池	綾川	252	3.2	24.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
182	小坂池	綾川	356	4.9	16.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
183	奥の谷池	綾川	35	4.2	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
184	奥池	綾川	31	3.4	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
185	大道池の 上池	綾川	46	4.3	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
186	原村奥池	綾川	26	4.1	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
187	休場上池	綾川	31	5.0	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
188	寄合池	綾川	70	5.2	11.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
189	茶臼池	綾川	56	4.7	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
190	国定池	綾川	56	4.3	6.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
191	赤池	綾川	135	3.0	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
192	虎尾上池	綾川	65	4.9	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
193	西池	綾川	80	4.2	110.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
194	有信上池	綾川	72	14.3	12.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
195	中池	綾川	153	5.1	8.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
196	東相津池	綾川	54	3.1	3.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
197	新池	綾川	114	2.5	1.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
198	奥池	綾川	95	8.6	30.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
199	山田上池	綾川	46	6.9	3.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
200	千両川池	綾川	106	4.2	4.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
201	安田池	綾川	190	6.3	22.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
202	藤市池	綾川	61	1.7	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
203	大石上池	綾川	42	4.4	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
204	中池	綾川	86	3.3	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
205	溜池	綾川	112	2.5	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
206	水穂池	綾川	44	7.0	7.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
207	刈又池	綾川	143	2.8	4.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
208	蓮池	綾川	19	3.6	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
209	浦林池	綾川	54	5.0	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
210	地頭池	綾川	103	5.0	9.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
211	地頭上池	綾川	56	3.5	2.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
212	蔵内新池	綾川	100	4.2	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
213	紺濯池	綾川	39	3.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
214	紺濯上池	綾川	26	2.4	2.1	中讃土地	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
215	長池	綾川	73	4.5	13.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
216	与左工門池	綾川	130	3.0	5.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
217	松谷池	綾川	41	5.3	7.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
218	錐根池	綾川	115	5.5	5.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
219	大久保池	綾川	59	3.5	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
220	新池	綾川	166	4.6	7.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
221	弥十郎池	綾川	28	4.0	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
222	赤坂下池	綾川	65	5.2	5.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
223	鷺谷新池	綾川	37	6.8	4.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
224	大石池	綾川	40	4.2	4.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
225	吉ヶ谷池	綾川	54	8.0	22.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
226	徳平池	綾川	31	4.2	3.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
227	東浦谷池	綾川	54	5.0	6.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
228	三国池	綾川	69	4.5	3.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
229	東谷池	綾川	31	3.5	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
230	仲池	綾川	135	7.5	9.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
231	西谷池	綾川	90	8.2	16.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
232	ミズカイ池	綾川	43	4.0	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
233	新池	綾川	27	1.6	0.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
234	中佐古池	綾川	39	3.9	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
235	今坂池	綾川	56	8.4	20.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
236	東谷池	綾川	54	6.0	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
237	長利池	綾川	91	4.2	10.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
238	下池	綾川	67	7.3	5.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
239	上池	綾川	64	11.3	33.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
240	西山池	綾川	60	5.9	2.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
241	片山池	綾川	45	6.1	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
242	平芝池	綾川	44	4.1	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
243	馬不行池	綾川	65	7.8	3.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
244	綾川1-A	綾川	74	10.4	7.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
245	綾川1-C	綾川	91	11.3	10.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
246	家近池	綾川	188	4.1	14.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
247	新池	綾川	96	5.5	26.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
248	市楽池	綾川	79	2.1	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
249	字の池	綾川	104	4.5	5.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
250	西山池	綾川	98	5.3	8.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	16.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
251	新池	綾川	39	6.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
252	大西羅池	綾川	53	2.1	2.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
253	北山田西池	綾川	67	8.0	20.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
254	九十谷池	綾川	45	6.3	16.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
255	谷岡池	西長柄 川	29	2.2	0.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
256	三角池	綾川	62	2.4	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

重要水防区域の面積が1ha未満の地区は、少数点以下2位四捨五入、1位止めとする。

重要水防区域の面積は示された数位まで計算し、集計して四捨五入とする。

【一般対策編 第2章 第4節 ため池等農地防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第25節 農林産関係応急対策計画】

【地震対策編 第3章 第25節 農林産関係応急対策計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】



資料 2 - 3 急傾斜地崩壊危険箇所

【自然Ⅰ】・・・21箇所

番号	箇所名	位 置			地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	宮地	綾歌郡	綾川町	粉所西	45	270	30	15	中讃土木事務所	綾川町
2	仲和田	〃	〃	粉所東	51	140	6	4	〃	〃
3	堂谷(1)	〃	〃	西分	45	320	30	20	〃	〃
4	堂谷(2)	〃	〃	〃	45	75	14	3	〃	〃
5	堂谷(3)	〃	〃	〃	41	100	5	5	〃	〃
6	梶羽	〃	〃	〃	43	100	7	5	〃	〃
7	境場	〃	〃	〃	65	320	5	12	〃	〃
8	開	〃	〃	〃	57	150	10	6	〃	〃
9	南山(1)	〃	〃	山田上	45	185	11	29	〃	〃
10	西末則	〃	〃	山田下	50	210	9	8	〃	〃
11	下柏原	〃	〃	粉所東	38	150	45	3	〃	〃
12	新名	〃	〃	粉所西	35	35	7	2	〃	〃
13	山下	〃	〃	山田下	48	75	15	5	〃	〃
14	平見(2)	〃	〃	〃	65	150	13	3	〃	〃
15	開(5)	〃	〃	西分	31	80	24	3	〃	〃
16	山角	〃	〃	〃	48	20	8	2	〃	〃
17	本谷(1)	〃	〃	千疋	60	180	20	5	〃	〃
18	本谷(2)	〃	〃	〃	47	110	11	5	〃	〃
19	御山	〃	〃	北	45	180	11	9	〃	〃
20	上千疋(3)	〃	〃	千疋	61	230	27	7	〃	〃
21	西遠田	〃	〃	〃	45	190	10	4	〃	〃
	計							155		

【自然Ⅱ】・・・144箇所

番号	箇所名	位 置			地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	小野東	綾歌郡	綾川町	粉所東	69	60	21	1	中讃土木事務所	綾川町
2	下新名	〃	〃	粉所西	47	110	5	4	〃	〃
3	赤羽	〃	〃	〃	43	45	10	2	〃	〃
4	朽木	〃	〃	〃	39	90	10	3	〃	〃
5	楠(1)	〃	〃	西分	43	100	8	3	〃	〃
6	浦田	〃	〃	〃	42	95	24	3	〃	〃
7	栗原	〃	〃	山田上	48	120	50	2	〃	〃
8	清成	〃	〃	〃	54	70	14	1	〃	〃
9	鎌手	〃	〃	〃	42	90	8	2	〃	〃
10	南山(2)	〃	〃	〃	53	100	14	2	〃	〃
11	正末	〃	〃	〃	54	80	19	2	〃	〃
12	小野中	〃	〃	粉所東	45	90	17	3	〃	〃
13	長田	〃	〃	山田下	40	40	25	3	〃	〃
14	平見	〃	〃	〃	50	60	6	3	〃	〃
15	台	〃	〃	〃	63	70	5	1	〃	〃
16	菖蒲	〃	〃	東分	45	100	10	2	〃	〃
17	末国	〃	〃	〃	49	45	10	1	〃	〃
18	四歩市(1)	〃	〃	〃	44	150	6	4	〃	〃
19	四歩市(2)	〃	〃	〃	57	100	16	2	〃	〃
20	西蓮	〃	〃	羽床上	54	50	6	1	〃	〃
21	長谷	〃	〃	〃	40	100	14	2	〃	〃
22	矢谷	〃	〃	〃	40	70	9	1	〃	〃

番号	箇所名	位 置			地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
23	大星	〃	〃	牛川	59	75	10	1	〃	〃
24	鎌手(2)	〃	〃	山田上	46	60	9	2	〃	〃
25	西俊則	〃	〃	〃	34	25	16	1	〃	〃
26	大星(2)	〃	〃	牛川	64	60	7	3	〃	〃
27	長田(2)	〃	〃	山田下	67	35	6	2	〃	〃
28	西蓮(2)	〃	〃	羽床上	50	45	6	2	〃	〃
29	長谷(2)	〃	〃	〃	56	50	20	1	〃	〃
30	相津	〃	〃	粉所東	32	50	25	1	〃	〃
31	相津(2)	〃	〃	〃	36	50	53	2	〃	〃
32	上柏原	〃	〃	〃	40	55	25	1	〃	〃
33	横谷	〃	〃	〃	40	40	30	1	〃	〃
34	仲和田(4)	〃	〃	〃	31	45	25	1	〃	〃
35	仲和田(3)	〃	〃	〃	42	40	20	1	〃	〃
36	仲和田(2)	〃	〃	〃	43	80	22	3	〃	〃
37	猿飼	〃	〃	〃	38	60	9	1	〃	〃
38	猿飼(2)	〃	〃	〃	50	70	30	1	〃	〃
39	貞重(2)	〃	〃	〃	30	40	23	1	〃	〃
40	貞重(3)	〃	〃	〃	64	50	42	2	〃	〃
41	貞重(5)	〃	〃	〃	37	40	30	1	〃	〃
42	貞重(4)	〃	〃	〃	43	40	12	1	〃	〃
43	下柏原(2)	〃	〃	〃	30	110	150	1	〃	〃
44	小野西	〃	〃	粉所西	51	110	32	4	〃	〃
45	小野西(2)	〃	〃	〃	30	65	30	1	〃	〃
46	小野西(3)	〃	〃	〃	55	50	20	1	〃	〃
47	清成(2)	〃	〃	山田上	42	55	16	1	〃	〃
48	下新名(2)	〃	〃	粉所西	33	50	50	1	〃	〃
49	下新名(3)	〃	〃	〃	50	60	30	1	〃	〃
50	下新名(4)	〃	〃	〃	34	50	12	1	〃	〃
51	新名(2)	〃	〃	〃	42	40	25	1	〃	〃
52	赤羽(2)	〃	〃	〃	41	45	34	1	〃	〃
53	赤羽(3)	〃	〃	〃	53	70	12	2	〃	〃
54	栗原(2)	〃	〃	山田上	49	45	35	1	〃	〃
55	鎌手(7)	〃	〃	〃	39	40	8	2	〃	〃
56	鎌手(3)	〃	〃	〃	56	45	6	1	〃	〃
57	鎌手(4)	〃	〃	〃	46	50	17	1	〃	〃
58	鎌手(5)	〃	〃	〃	47	30	8	2	〃	〃
59	遠郷	〃	〃	〃	51	90	21	2	〃	〃
60	南山(3)	〃	〃	〃	45	40	30	1	〃	〃
61	長柄(2)	〃	〃	東分	34	20	20	1	〃	〃
62	長柄	〃	〃	〃	50	25	25	1	〃	〃
63	祐久	〃	〃	〃	69	55	11	3	〃	〃
64	宮地(2)	〃	〃	〃	83	50	18	1	〃	〃
65	萩の戸	〃	〃	〃	33	30	18	1	〃	〃
66	萩の戸(2)	〃	〃	〃	36	50	12	1	〃	〃
67	大山田	〃	〃	〃	45	50	15	2	〃	〃
68	東北山	〃	〃	山田下	59	35	7	2	〃	〃
69	東北山(2)	〃	〃	〃	33	40	8	1	〃	〃
70	内間	〃	〃	〃	45	50	19	1	〃	〃
71	法導寺	〃	〃	〃	45	30	10	2	〃	〃
72	長田(3)	〃	〃	〃	40	25	5	1	〃	〃
73	吉田	〃	〃	〃	37	30	11	1	〃	〃
74	吉田(3)	〃	〃	〃	53	35	7	1	〃	〃
75	吉田(2)	〃	〃	〃	42	40	5	1	〃	〃

番号	箇所名	位 置			地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
76	吉田(4)	〃	〃	〃	58	65	25	3	〃	〃
77	牛ノ子堂	〃	〃	西分	58	30	16	1	〃	〃
78	曲木(2)	〃	〃	〃	45	55	30	1	〃	〃
79	曲木	〃	〃	〃	61	45	20	1	〃	〃
80	開(2)	〃	〃	〃	38	35	34	2	〃	〃
81	開(3)	〃	〃	〃	64	55	47	2	〃	〃
82	開(4)	〃	〃	〃	54	40	40	1	〃	〃
83	角ヶ内(5)	〃	〃	〃	56	80	16	1	〃	〃
84	角ヶ内	〃	〃	〃	34	45	14	1	〃	〃
85	角ヶ内(3)	〃	〃	〃	58	60	30	2	〃	〃
86	角ヶ内(4)	〃	〃	〃	41	30	8	1	〃	〃
87	堂谷(5)	〃	〃	〃	36	30	26	1	〃	〃
88	山角(2)	〃	〃	〃	52	80	12	2	〃	〃
89	大相	〃	〃	〃	64	85	15	3	〃	〃
90	大相(2)	〃	〃	〃	48	30	11	1	〃	〃
91	岩角	〃	〃	〃	76	35	12	1	〃	〃
92	楠(3)	〃	〃	〃	48	50	13	2	〃	〃
93	楠(4)	〃	〃	〃	49	30	18	1	〃	〃
94	浦田(3)	〃	〃	〃	39	50	23	1	〃	〃
95	浦田(2)	〃	〃	〃	46	45	16	2	〃	〃
96	梶羽(2)	〃	〃	〃	31	45	19	1	〃	〃
97	境場(3)	〃	〃	〃	50	35	18	1	〃	〃
98	境場(2)	〃	〃	〃	49	40	17	1	〃	〃
99	高尾	〃	〃	〃	53	35	30	1	〃	〃
100	高尾(2)	〃	〃	〃	44	50	14	1	〃	〃
101	室田	〃	〃	牛川	42	80	20	2	〃	〃
102	室田(5)	〃	〃	〃	42	45	13	1	〃	〃
103	室田(3)	〃	〃	〃	55	35	12	1	〃	〃
104	室田(2)	〃	〃	〃	52	45	13	1	〃	〃
105	室田(4)	〃	〃	〃	43	35	13	1	〃	〃
106	泉谷	〃	〃	〃	45	35	22	2	〃	〃
107	大星(3)	〃	〃	〃	35	20	20	2	〃	〃
108	矢谷(2)	〃	〃	羽床上	50	60	17	2	〃	〃
109	葛巻	〃	〃	〃	61	35	8	1	〃	〃
110	葛巻(4)	〃	〃	〃	49	45	43	1	〃	〃
111	葛巻(3)	〃	〃	〃	41	55	75	1	〃	〃
112	西蓮(4)	〃	〃	〃	70	50	14	2	〃	〃
113	西蓮(5)	〃	〃	〃	42	30	19	1	〃	〃
114	西蓮(3)	〃	〃	〃	31	95	27	2	〃	〃
115	今滝	〃	〃	〃	30	75	6	1	〃	〃
116	今滝(2)	〃	〃	〃	45	50	5	1	〃	〃
117	今滝(3)	〃	〃	〃	47	55	20	2	〃	〃
118	中尾	〃	〃	〃	42	40	11	1	〃	〃
119	長谷(3)	〃	〃	〃	32	45	15	1	〃	〃
120	長谷(4)	〃	〃	〃	57	70	28	1	〃	〃
121	長谷(5)	〃	〃	〃	38	55	25	2	〃	〃
122	梶羽(3)	〃	〃	西分	43	20	7	1	〃	〃
123	一里山	〃	〃	小野	40	95	12	1	〃	〃
124	辰巳	〃	〃	陶	45	75	5	2	〃	〃
125	東遠田	〃	〃	千疋	44	150	12	4	〃	〃
126	奥谷	〃	〃	羽床下	48	170	8	3	〃	〃
127	上千疋	〃	〃	千疋	57	135	6	3	〃	〃
128	上の谷	〃	〃	〃	38	80	6	1	〃	〃

番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
		郡	町	大字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
129	上千疋(2)	〃	〃	〃	62	50	5	2	〃	〃
130	上の谷(2)	〃	〃	〃	38	30	7	2	〃	〃
131	上千疋(4)	〃	〃	〃	46	30	12	1	〃	〃
132	上千疋(5)	〃	〃	〃	42	40	12	2	〃	〃
133	大谷下	〃	〃	〃	50	90	16	3	〃	〃
134	東遠田(2)	〃	〃	〃	42	30	10	3	〃	〃
135	東遠田(3)	〃	〃	〃	48	35	15	2	〃	〃
136	飼野	〃	〃	陶	56	60	18	1	〃	〃
137	飼野(2)	〃	〃	〃	45	45	7	2	〃	〃
138	団子出	〃	〃	〃	46	30	6	1	〃	〃
139	山原西	〃	〃	〃	32	30	7	1	〃	〃
140	一里山(2)	〃	〃	小野	33	90	15	3	〃	〃
141	奥谷(2)	〃	〃	羽床下	45	90	24	2	〃	〃
142	奥谷(3)	〃	〃	〃	45	40	17	2	〃	〃
143	大林	〃	〃	〃	53	50	8	2	〃	〃
144	丸河	〃	〃	〃	46	20	7	1	〃	〃
計							231			

【人工Ⅰ】・・・5箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
		郡	町	大字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
1	貞重	綾歌郡	綾川町	粉所東	50	55	25	0	中讃土木事務所	綾川町
2	山原	〃	〃	畑田	37	140	30	18	〃	〃
3	グリーン ハイツ	〃	〃	萱原	49	140	13	7	〃	〃
4	畑田団地	〃	〃	畑田	45	350	12	21	〃	〃
5	十瓶団地	〃	〃	陶	45	125	9	8	〃	〃
計								54		

【人工Ⅱ】・・・12箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
		郡	町	大字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
1	土井	綾歌郡	綾川町	東分	43	50	11	1	中讃土木事務所	綾川町
2	鎌手(6)	〃	〃	山田上	44	30	8	2	〃	〃
3	堂谷(4)	〃	〃	西分	42	25	11	2	〃	〃
4	大相(3)	〃	〃	〃	40	30	23	1	〃	〃
5	角ヶ内(2)	〃	〃	〃	53	40	18	1	〃	〃
6	葛巻(2)	〃	〃	羽床上	50	35	21	1	〃	〃
7	浦山	〃	〃	小野	46	80	6	4	〃	〃
8	福向	〃	〃	〃	44	100	9	2	〃	〃
9	本谷(3)	〃	〃	千疋	59	50	25	2	〃	〃
10	東森末	〃	〃	陶	68	60	12	1	〃	〃
11	一里山(3)	〃	〃	小野	44	70	8	3	〃	〃
12	一里山(4)	〃	〃	〃	49	50	14	2	〃	〃
計								22		

【一般対策編 第2章 第2節 砂防対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-4 土石流危険溪流

【土石流危険溪流Ⅰ】・・・28箇所

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡市	町	字	流路延長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )		
1	綾川	竹本川	下田万川	綾歌郡	綾川町	粉所東 竹本	0.11	0.05	綾川町	中讃土木事務所
2	〃	〃	東川北東川	〃	〃	粉所東 川北	0.11	0.10	〃	〃
3	〃	〃	南横谷東川	〃	〃	粉所東 横谷	0.23	0.12	〃	〃
4	〃	〃	南横谷西川	〃	〃	粉所東 川北	0.04	0.03	〃	〃
5	〃	田万川	国時川	〃	〃	粉所西 東朽木	0.30	0.05	〃	〃
6	〃	〃	宮地東川	〃	〃	粉所西 小野北	0.10	0.03	〃	〃
7	〃	〃	木戸浦西川	〃	〃	粉所東 猿飼	0.05	0.02	〃	〃
8	〃	貞重川	横谷川	〃	〃	粉所東 横谷	0.38	0.46	〃	〃
9	〃	〃	萩谷川	〃	〃	〃	0.14	0.06	〃	〃
10	〃	綾川	下柏原川	〃	〃	粉所東 下柏原	0.27	0.09	〃	〃
11	〃	〃	新名西川	〃	〃	粉所西 上新名	0.27	0.05	〃	〃
12	〃	〃	新名東川	〃	〃	〃	0.14	0.02	〃	〃
13	〃	開川	西開川	〃	〃	西分 開	0.18	0.23	〃	〃
14	〃	綾川	高山南西川	〃	〃	東分 宮地下	0.11	0.04	〃	〃
15	〃	〃	高山南中川	〃	〃	〃	0.11	0.01	〃	〃
16	〃	〃	西栗原川	〃	〃	山田上 西栗原	0.10	0.03	〃	〃
17	〃	堂谷川	堂谷川	〃	〃	西分 堂谷西	0.55	0.33	〃	〃
18	〃	梶羽川	梶羽川	〃	〃	西分 梶羽上	0.22	0.14	〃	〃
19	〃	今滝川	足原上川	〃	〃	羽床上 西蓮	0.10	0.10	〃	〃
20	〃	〃	足原下川	〃	〃	〃	0.06	0.02	〃	〃
21	〃	御寺川	北内川①	〃	〃	陶 北山田東	0.42	0.12	〃	〃
22	〃	〃	北内川②	〃	〃	陶 北内	0.13	0.08	〃	〃
23	〃	飴屋川	大林川①	〃	〃	羽床下 丸河	0.07	0.02	〃	〃
24	〃	〃	石内川①	〃	〃	〃	0.56	0.15	〃	〃
25	〃	〃	石内川②	〃	〃	〃	0.19	0.02	〃	〃
26	〃	綾川	松谷川①	〃	〃	小野 内間東	0.16	0.10	〃	〃
27	〃	〃	横山川	〃	〃	小野 内間西	0.33	0.04	〃	〃
28	〃	〃	藤尾川	〃	〃	滝宮 藤尾	0.06	0.03	〃	〃

【土石流危険溪流Ⅱ】・・・135箇所

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )		
1	綾川	淵田川	清成北川	綾歌郡	綾川町	山田上 清成	0.04	0.05	綾川町	中讃土木事務所
2	〃	〃	清成南川	〃	〃	〃	0.09	0.04	〃	〃
3	〃	田万川	峯ヶ内西川	〃	〃	粉所西 峯ヶ内	0.10	0.09	〃	〃
4	〃	竹本川	西山西川	〃	〃	粉所東 田万	0.14	0.03	〃	〃
5	〃	〃	西山東川	〃	〃	粉所東 竹本	0.13	0.06	〃	〃
6	〃	〃	北横谷西川	〃	〃	粉所東 川北	0.12	0.03	〃	〃
7	〃	〃	北横谷中川	〃	〃	〃	0.11	0.04	〃	〃
8	〃	〃	北横谷東川	〃	〃	粉所東 横谷	0.21	0.03	〃	〃
9	〃	〃	南横谷下川	〃	〃	粉所東 川北	0.10	0.01	〃	〃
10	〃	〃	南横谷中川	〃	〃	〃	0.15	0.03	〃	〃
11	〃	本谷川	東下和田川	〃	〃	粉所東 本谷	0.08	0.02	〃	〃
12	〃	〃	本谷川	〃	〃	〃	0.12	0.10	〃	〃
13	〃	〃	西本谷川	〃	〃	〃	0.04	0.07	〃	〃
14	〃	田万川	北地川	〃	〃	粉所東 小野東	0.36	0.08	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防 管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )		
15	"	"	長相川	"	"	粉所東 長相	0.11	0.03	"	"
16	"	"	坂川	"	"	粉所東 相津	0.07	0.07	"	"
17	"	"	庄坂川	"	"	粉所東 仲和田	0.15	0.10	"	"
18	"	"	日吉西川	"	"	粉所東 相津	0.21	0.08	"	"
19	"	"	日吉東川	"	"	"	0.33	0.05	"	"
20	"	"	山神東川	"	"	"	0.68	0.48	"	"
21	"	"	相津川	"	"	"	0.80	0.18	"	"
22	"	"	山神西川	"	"	"	0.83	0.50	"	"
23	"	"	山神中川	"	"	"	0.06	0.06	"	"
24	"	"	猿飼川	"	"	粉所東 猿飼	0.50	0.19	"	"
25	"	"	小谷東川	"	"	"	0.66	0.07	"	"
26	"	"	小谷西川	"	"	"	0.65	0.25	"	"
27	"	"	若狭下川	"	"	"	0.10	0.05	"	"
28	"	"	若狭上川	"	"	"	0.20	0.26	"	"
29	"	貞重川	楯谷川	"	"	粉所東 貞重	0.09	0.04	"	"
30	"	"	永富上川	"	"	"	0.32	0.24	"	"
31	"	"	貞重川	"	"	"	0.75	0.58	"	"
32	"	"	下田井上川	"	"	"	0.11	0.02	"	"
33	"	"	下田井下川	"	"	"	0.13	0.02	"	"
34	"	"	萩谷東上川	"	"	"	0.07	0.02	"	"
35	"	田万川	西小野川	"	"	粉所西 小野中	0.27	0.11	"	"
36	"	綾川	上栗原下川	"	"	山田上 東栗原	0.08	0.03	"	"
37	"	"	上栗原中川	"	"	"	0.07	0.06	"	"
38	"	"	西朽木川	"	"	粉所西 西朽木	0.07	0.04	"	"
39	"	"	桑内下川	"	"	粉所西 下新名	0.49	0.28	"	"
40	"	"	桑内上川	"	"	"	0.17	0.04	"	"
41	"	"	信常川	"	"	"	1.24	0.52	"	"
42	"	"	信ヶ原川	"	"	"	0.15	0.03	"	"
43	"	"	上新名東川	"	"	粉所西 上新名	0.63	0.13	"	"
44	"	"	上新名中川	"	"	"	0.17	0.03	"	"
45	"	"	上新名西川	"	"	"	0.28	0.08	"	"
46	"	"	林境上川	"	"	粉所東 下柏原	0.11	0.02	"	"
47	"	"	林境中川	"	"	"	0.18	0.04	"	"
48	"	"	木地伐川	"	"	"	1.14	0.54	"	"
49	"	"	林境下川	"	"	"	0.10	0.02	"	"
50	"	"	浦の谷西川	"	"	"	0.10	0.02	"	"
51	"	"	浦の谷中川	"	"	"	0.09	0.01	"	"
52	"	"	浦の谷東川	"	"	"	0.05	0.03	"	"
53	"	"	宮下西上川	"	"	粉所東 上柏原	0.16	0.04	"	"
54	"	"	宮下西下川	"	"	"	0.06	0.02	"	"
55	"	"	弘法西下川	"	"	"	0.12	0.02	"	"
56	"	"	弘法西中川	"	"	"	0.15	0.04	"	"
57	"	"	弘法西上川	"	"	"	0.17	0.13	"	"
58	"	"	弘法東上川	"	"	"	0.45	0.15	"	"
59	"	"	弘法東中川	"	"	"	0.49	0.11	"	"
60	"	"	弘法東下川	"	"	"	0.14	0.03	"	"
61	"	"	宮下東上川	"	"	"	0.74	0.19	"	"
62	"	"	宮下東中川	"	"	"	0.30	0.04	"	"
63	"	"	宮下東下川	"	"	"	0.14	0.04	"	"
64	"	"	日浦川	"	"	"	0.24	0.04	"	"
65	"	"	孫浦東川	"	"	"	1.01	0.17	"	"
66	"	"	孫浦西川	"	"	"	0.70	0.25	"	"
67	"	"	動割谷川	"	"	"	0.85	1.34	"	"

番号	河川名			位置			地形		担当水防 管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )		
68	"	"	上柏原川	"	"	"	0.70	0.32	"	"
69	"	"	獅子鼻川	"	"	"	1.07	0.36	"	"
70	"	"	牛ノ子堂川	"	"	粉所西 上新名	1.13	0.64	"	"
71	"	"	向山西川	"	"	"	0.29	0.08	"	"
72	"	"	向山東川	"	"	"	0.33	0.08	"	"
73	"	"	地頭川	"	"	"	0.18	0.04	"	"
74	"	"	長柄上川	"	"	粉所西 下新名	0.19	0.08	"	"
75	"	西長柄川	曲木東川	"	"	西分 曲木	0.28	0.04	"	"
76	"	"	曲木中川	"	"	"	0.27	0.08	"	"
77	"	"	曲木西川	"	"	西分 曲木	0.19	0.06	"	"
78	"	"	東角ヶ内下川	"	"	西分 角ヶ内	0.45	0.14	"	"
79	"	"	東角ヶ内上川	"	"	西分 猪尾	0.32	0.06	"	"
80	土器川	備中地川	猪尾上川	"	"	"	0.22	0.16	"	"
81	綾川	西長柄川	西角ヶ内上川	"	"	西分 角ヶ内	0.26	0.15	"	"
82	"	"	高鉢川	"	"	西分 岩角	0.15	0.25	"	"
83	"	"	角ヶ内下川	"	"	西分 角ヶ内	0.21	0.03	"	"
84	"	"	角ヶ内上川	"	"	"	0.41	0.20	"	"
85	"	開川	西開上川	"	"	西分 開	0.12	0.02	"	"
86	"	"	西開下川	"	"	"	0.09	0.06	"	"
87	"	"	大相上川	"	"	西分 新大相	0.19	0.06	"	"
88	"	"	東開川	"	"	西分 開	0.18	0.13	"	"
89	"	綾川	祐久東川	"	"	山田上 南山	0.27	0.16	"	"
90	"	"	祐久中川	"	"	"	0.06	0.05	"	"
91	"	"	祐久西川	"	"	東分 祐久	0.14	0.07	"	"
92	"	菖浦川	末国東川	"	"	東分 末国	0.19	0.09	"	"
93	"	堂谷川	土井上川	"	"	東分 土井	0.23	0.07	"	"
94	"	"	浦田東川	"	"	西分 浦田東	0.17	0.07	"	"
95	"	"	浦田上西川	"	"	"	0.09	0.04	"	"
96	"	梶羽川	西常清西川	"	"	西分 境場	0.29	0.10	"	"
97	"	"	大桑上東川	"	"	"	0.20	0.05	"	"
98	"	"	大桑上西川	"	"	"	0.35	0.20	"	"
99	"	"	大桑下南川	"	"	西分 梶羽上	0.23	0.07	"	"
100	"	"	大桑下北川	"	"	"	0.15	0.05	"	"
101	"	"	室田南川	"	"	牛川 大星	0.03	0.03	"	"
102	"	今滝川	兜東川	"	"	羽床上 葛巻上	0.17	0.07	"	"
103	"	"	兜西川	"	"	"	0.62	0.53	"	"
104	"	"	長谷川	"	"	羽床上 長谷	0.26	0.20	"	"
105	"	"	為成南川	"	"	羽床上 葛巻上	0.03	0.02	"	"
106	"	"	為成中川	"	"	"	0.12	0.02	"	"
107	"	"	為成北川	"	"	"	0.30	0.06	"	"
108	"	"	下西蓮上川	"	"	羽床上 長谷	0.09	0.07	"	"
109	"	"	下西蓮中川	"	"	羽床上 西蓮	0.15	0.06	"	"
110	"	"	西足原上川	"	"	羽床上 今滝	0.18	0.04	"	"
111	"	大谷川	下大谷川②	"	"	千疋 大谷下	0.04	0.02	"	"
112	"	"	下大谷川①	"	"	"	0.04	0.02	"	"
113	"	"	小屋谷川②	"	"	千疋上の谷第一	0.06	0.03	"	"
114	"	"	上大谷川②	"	"	千疋 大谷上	0.11	0.01	"	"
115	"	"	上大谷川①	"	"	千疋 大谷上	0.06	0.01	"	"
116	"	富川	蔵下川	"	"	千疋 上本谷	0.15	0.04	"	"
117	"	"	常行川②	"	"	"	0.07	0.02	"	"
118	"	"	常行川①	"	"	千疋 上千疋	0.23	0.04	"	"
119	"	"	千疋西原川②	"	"	"	0.20	0.06	"	"
120	"	"	千疋西原川①	"	"	"	0.06	0.02	"	"

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )		
121	〃	〃	柿木原川	〃	〃	千疋 上本谷	0.07	0.01	〃	〃
122	〃	淵田川	節付川	〃	〃	千疋 西遠田	0.05	0.02	〃	〃
123	〃	富川	東飼野川②	〃	〃	陶 飼野上	0.08	0.03	〃	〃
124	〃	〃	東飼野川①	〃	〃	〃	0.11	0.02	〃	〃
125	〃	〃	有信上川	〃	〃	陶 団子出	0.03	0.02	〃	〃
126	〃	今滝川	東谷川①	〃	〃	羽床下 奥谷上	0.27	0.08	〃	〃
127	〃	飴屋川	東谷川②	〃	〃	〃	0.08	0.02	〃	〃
128	〃	〃	清永川①	〃	〃	〃	0.53	0.41	〃	〃
129	〃	〃	清永川②	〃	〃	〃	0.14	0.02	〃	〃
130	〃	〃	清永川③	〃	〃	〃	0.08	0.04	〃	〃
131	〃	〃	大林川②	〃	〃	羽床下 丸河	0.19	0.08	〃	〃
132	〃	〃	大谷川①	〃	〃	〃	0.63	0.20	〃	〃
133	〃	〃	大谷川②	〃	〃	〃	0.25	0.05	〃	〃
134	〃	〃	大谷川③	〃	〃	〃	0.06	0.01	〃	〃
135	〃	綾川	松谷川②	〃	〃	小野 内間西	0.06	0.08	〃	〃

【一般対策編 第2章 第2節 砂防対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 5 高堰堤

【県管理高堰堤（ダム）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m <sup>3</sup> )		
1	長柄ダム	綾川水系綾川	124.00	30.00	4,210	綾川町	香川県
2	田万ダム	綾川水系田万川	180.00	49.00	1,600	〃	〃

【土地改良区管理高堰堤（溜池）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m <sup>3</sup> )		
1	永富池	綾川水系貞重川	79	20.8	356	綾川町	綾歌郡 永富池土地改良区
2	宮谷池	綾川水系堂谷川	48	16.3	35	〃	五ヶ所池水利組合
3	鶴生池	本津川水系本津川	236	15.1	337	〃	鶴生池水利組合

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】



資料2-6 山腹崩壊危険地区

【国有林】

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		郡	町	大字	字			
387	101	綾歌	綾川	粉所西	新名	2	2	香川森林管理事務所
387	102	綾歌	綾川	粉所西	新名	1	1	〃
387	103	綾歌	綾川	—	藤川	1	1	〃
387	104	綾歌	綾川	粉所西	川浦	1	0	〃

【民有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	1	綾歌	綾川	羽床上	西蓮	3	15	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	大谷	7	5	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	4	3	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	6	40	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	西分	古細	8	0	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	西分	古細	11	33	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	粉所	浦田	14	13	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	末国	四歩市	4	18	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	東開	5	8	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	9	5	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	東分	曲木	2	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	東分	曲木	9	0	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	曲木	5	2	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	粉所	新名	9	19	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	粉所西	新名	11	43	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	粉所西	下新名	3	0	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	3	0	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	5	0	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	粉所東	小野	4	0	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	粉所東	貞重	10	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	粉所東	貞重	5	1	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	粉所東	貞重	9	0	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	粉所東	相津	1	9	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	6	7	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	粉所東	相津	2	11	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	行道	3	0	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	粉所東	川北	1	6	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	千疋	本谷	3	6	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	千疋	大谷	4	0	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	陶	羽間	6	0	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	陶	川北	9	27	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	陶	山原西	11	172	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	陶	北山田	7	130	西部林業事務所

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 7 崩壊土砂流出危険地区

【国有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		郡	町	大字	字			
387	102	綾歌	綾川	粉所東	檜原	2.7	1	香川森林管理事務所
387	103	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.41	0	香川森林管理事務所
387	104	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.63	4	香川森林管理事務所
387	105	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.22	2	香川森林管理事務所
387	106	綾歌	綾川	粉所東	檜原	3.12	9	香川森林管理事務所
387	107	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.89	14	香川森林管理事務所
387	108	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.94	7	香川森林管理事務所
387	101	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.36	1	香川森林管理事務所
387	114	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.99	0	香川森林管理事務所
387	109	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.72	1	香川森林管理事務所
387	110	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.44	0	香川森林管理事務所
387	111	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.66	1	香川森林管理事務所
387	112	綾歌	綾川	粉所東	檜原	2.61	0	香川森林管理事務所
387	113	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.08	0	香川森林管理事務所

【民有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	1	綾歌	綾川	羽床上	長谷	2.25	5	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.70	0	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.90	6	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.43	5	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	0.50	31	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	羽床上	兜	0.93	1	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	西分	古細	0.27	0	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	西分	常清	0.80	0	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	古細	0.96	0	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	古細	0.47	0	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	粉所	浦田	1.05	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	粉所	大相	0.39	1	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	東開	0.18	1	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	東分	東開	0.20	1	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	東分	西開	1.31	1	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	東分	東開	0.38	6	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	東分	東開	0.00	6	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.18	3	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.61	3	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.32	8	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	1.13	1	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	2	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.18	4	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.00	7	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.36	12	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	西分	猪尾	1.40	9	西部林業事務所
381	28	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.47	0	西部林業事務所
381	29	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.43	2	西部林業事務所
381	30	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.24	4	西部林業事務所
381	31	綾歌	綾川	東分	曲木	1.18	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	32	綾歌	綾川	東分	曲木	0.65	0	西部林業事務所
381	33	綾歌	綾川	東分	曲木	0.69	4	西部林業事務所
381	34	綾歌	綾川	東分	曲木	0.77	8	西部林業事務所
381	35	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.39	0	西部林業事務所
381	36	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.01	0	西部林業事務所
381	37	綾歌	綾川	粉所西	下新名	0.87	4	西部林業事務所
381	38	綾歌	綾川	西分	藤川	1.27	0	西部林業事務所
381	39	綾歌	綾川	粉所西	上新名	2.62	0	西部林業事務所
381	40	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	0.00	0	西部林業事務所
381	41	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	1.80	17	西部林業事務所
381	42	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	0.09	0	西部林業事務所
381	43	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.96	0	西部林業事務所
381	44	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.09	0	西部林業事務所
381	45	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	1.33	0	西部林業事務所
381	46	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.03	0	西部林業事務所
381	47	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.88	2	西部林業事務所
381	48	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.32	0	西部林業事務所
381	49	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.78	3	西部林業事務所
381	50	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	2.19	0	西部林業事務所
381	51	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.80	2	西部林業事務所
381	52	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.69	5	西部林業事務所
381	53	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	2.50	0	西部林業事務所
381	54	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.56	0	西部林業事務所
381	55	綾歌	綾川	粉所東	未子所	3.42	0	西部林業事務所
381	56	綾歌	綾川	粉所西	新名	1.73	0	西部林業事務所
381	57	綾歌	綾川	粉所西	上新名	0.17	14	西部林業事務所
381	58	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.09	5	西部林業事務所
381	59	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.94	1	西部林業事務所
381	60	綾歌	綾川	粉所西	新名	2.27	10	西部林業事務所
381	61	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.77	0	西部林業事務所
381	62	綾歌	綾川	粉所西	赤羽西	0.14	0	西部林業事務所
381	63	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.67	7	西部林業事務所
381	64	綾歌	綾川	粉所東	小野	0.73	1	西部林業事務所
381	65	綾歌	綾川	粉所東	浦谷	1.28	7	西部林業事務所
381	66	綾歌	綾川	粉所東	貞重	0.79	9	西部林業事務所
381	67	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.05	5	西部林業事務所
381	68	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.88	4	西部林業事務所
381	69	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.47	10	西部林業事務所
381	70	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.76	4	西部林業事務所
381	71	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	0.97	2	西部林業事務所
381	72	綾歌	綾川	粉所東	若狭	1.10	0	西部林業事務所
381	73	綾歌	綾川	粉所東	若狭	0.41	0	西部林業事務所
381	74	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.10	0	西部林業事務所
381	75	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.59	4	西部林業事務所
381	76	綾歌	綾川	粉所東	相津	0.96	8	西部林業事務所
381	77	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.49	4	西部林業事務所
381	78	綾歌	綾川	西分	常清	0.69	0	西部林業事務所
381	79	綾歌	綾川	東分	九十谷	0.48	0	西部林業事務所
381	80	綾歌	綾川	東分	吉谷	0.03	0	西部林業事務所
381	81	綾歌	綾川	粉所西	立石	0.30	3	西部林業事務所
381	82	綾歌	綾川	西分	行道	0.34	0	西部林業事務所
381	83	綾歌	綾川	粉所西	岡田井	1.42	0	西部林業事務所
381	84	綾歌	綾川	粉所東	横谷	0.34	2	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	85	綾歌	綾川	粉所東	横谷	0.15	4	西部林業事務所
381	86	綾歌	綾川	粉所東	川北	0.11	4	西部林業事務所
381	87	綾歌	綾川	粉所東	川北	0.33	5	西部林業事務所
381	88	綾歌	綾川	粉所東	西山	0.33	8	西部林業事務所
381	89	綾歌	綾川	高山	-	1.03	22	西部林業事務所
381	90	綾歌	綾川	西分	大小屋	0.30	0	西部林業事務所
381	91	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.96	11	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	小野	内間	0.41	20	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	羽床下	原	1.08	2	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	羽床下	原	0.08	3	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.40	12	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.16	10	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.44	1	西部林業事務所
382	7	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.93	5	西部林業事務所
382	8	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.31	0	西部林業事務所
382	9	綾歌	綾川	羽床下	奥谷	0.00	4	西部林業事務所
382	10	綾歌	綾川	滝宮	大原	0.22	3	西部林業事務所
382	11	綾歌	綾川	陶	中原	0.24	80	西部林業事務所
382	12	綾歌	綾川	陶	日原	0.68	12	西部林業事務所
382	13	綾歌	綾川	陶	宮藪	0.33	16	西部林業事務所
382	14	綾歌	綾川	陶	北山田	0.52	7	西部林業事務所

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

## 資料2-8 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・ がけ	・溪流付近の斜面が崩れたす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落 ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだ り盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川 の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減す る
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がす る
嗅 覚		・腐った土の臭いがする	—	—

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料2-9 浸水想定区域内災害時要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	危険要素		電話番号
		綾川	本津川	
国保総合保険施設いきいきセンター	綾川町	○		878-2212
小規模多機能型居宅介護 綾川	綾川町羽床上 788-1	○		870-9125
綾上診療所	綾川町山田下 3352-1	○		878-2002
よしだ内科消化器科医院	綾川町小野 1147-6	○		876-5110
桑島医院	綾川町山田上甲 1307-1	○		878-2005
羽床上こども園	綾川町羽床上 1023-1	○		878-1462
羽床こども園	綾川町羽床下 2257-1	○		876-1775
山田こども園	綾川町山田上甲 1490	○		878-2680
綾上小学校	綾川町山田上甲 1491-1	○		878-2004
羽床小学校	綾川町羽床下 2256	○		876-1184
綾上なかよし学級	綾川町山田上甲 1503	○		878-0730
羽床なかよし学級	綾川町羽床下 2289-7	○		876-2721

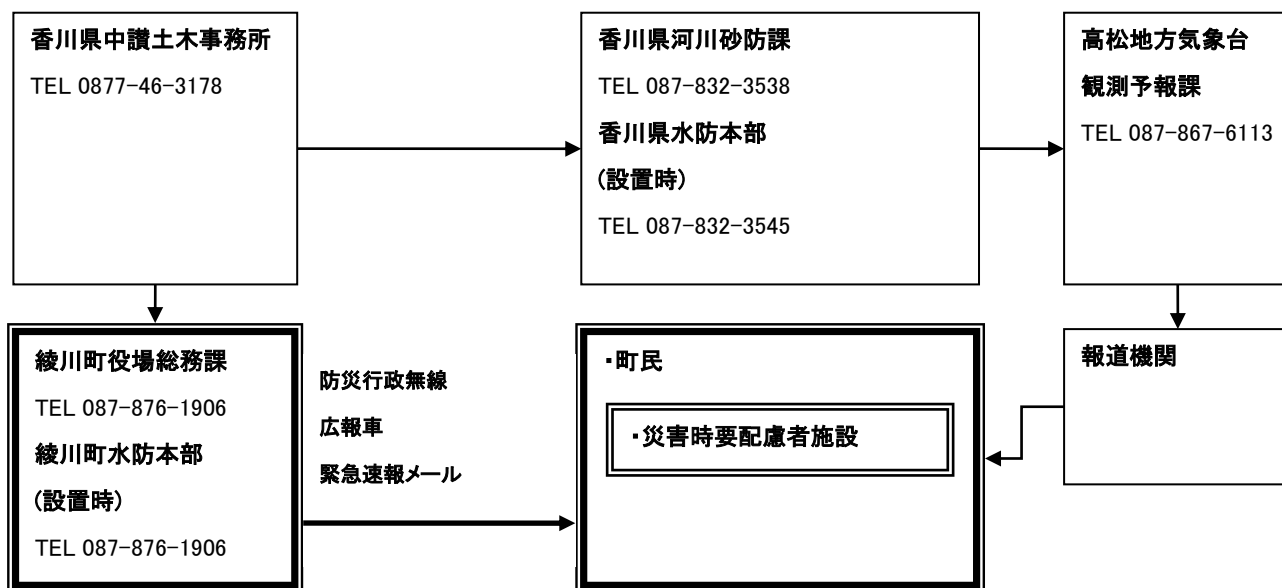
【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

資料 2 - 1 0 綾川・本津川水位情報伝達経路図

(浸水想定区域内災害時要配慮者施設への伝達経路)

綾川町内を流れる、綾川水系綾川、本津川水系本津川が香川県から水防警報河川及び水位周知河川に指定されたことにより、流域住民への水位情報及び避難情報を下記に基づき伝達する。

【本津川(上流)・綾川(上流)】

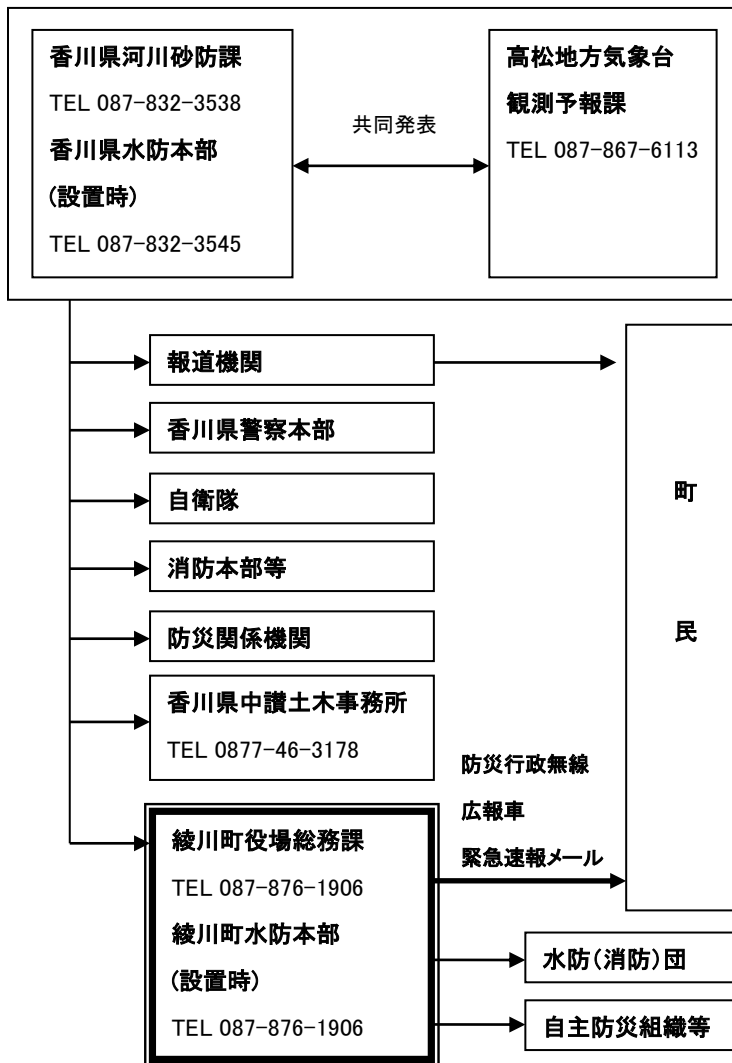


【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

資料 2 - 1 1 土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
松林荘	綾川町山田下 435-4	878-2188
旧綾上中学校	綾川町山田上甲 1180	878-2020
竜雲少年農場	綾川町粉所東 3539	878-3051

資料 2 - 1 2 土砂災害警戒情報伝達経路図



### 【3 危険物等施設関係】

#### 資料3-1 危険物施設

【完成検査済証交付施設】

(平成27年3月31日現在)

区 分		綾川分署管内
製造所		-
貯蔵所	屋内貯蔵所	17
	屋外タンク貯蔵所	7
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	21
	簡易タンク貯蔵所	-
	移動タンク貯蔵所	5
	被牽引車型	-
	屋外貯蔵所	1
	小 計	52
取扱所	給油取扱所 (セルフ)	36 (5)
	航空機	-
	船舶	-
	鉄道又は軌道	-
	自家用	28
	第一種販売取扱所	-
	第二種販売取扱所	1
	移送取扱所	-
	一般取扱所	12
	小 計	49
総 計	101	

【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】

【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】



資料3-2 高圧ガス関係事業所

(令和2年3月31日現在)

	高圧ガス製造事業所数(第一種)						高圧ガス貯蔵所数(第一種)					一般消費者用液化石油ガス		
	一般高圧ガス						液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性		酸素	その他
	小計	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他								
綾川町	3	0	0	0	1	2	1	0	0	2	0	0	0	9

【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】

【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料3-3 毒物劇物営業者

(令和3年12月31日現在)

	一般販売業	農薬用品販売業	特定品目販売業	電気めっき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	計
中讃保健所	168	62	9	1	0	6	0	11	1	258

【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】

【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料 3 - 4 災害種別と地区の危険箇所

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
畑田	緊急輸送路に浸水実績がある。	緊急輸送路に浸水実績がある。	地域の北側に急傾斜地が分布しているが、避難には影響がない。
千足	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路と並行して河川が流下しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	地域に避難場所がないため、比較的長距離の避難が必要になる。緊急輸送路の途中には、急傾斜地・土石流の危険箇所が多く分布している。
陶	御寺川や富川では、災害実績があり、緊急輸送路と交差している区域では、避難時には注意が必要である。	御寺川と国道 32 号などの緊急輸送路が平行しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	町道宮藪奥池線は、土石流危険区域が分布しており、避難時には注意が必要である。
滝宮	町道本町有岡線は、綾川浸水実績範囲と近接しており、避難時には注意が必要である。	滝宮駅の南で県道高松琴平線沿いが浸水していることから、避難にあたり注意が必要である。	
萱原		緊急輸送路とため池群が交差しており、豪雨時には、ため池決壊などに注意して避難する必要がある。	
北	綾川右岸側にあり、広く浸水想定区域が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	綾川右岸側に広く浸水実績範囲が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	
小野	国道 32 号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水想定区域にあり、避難時には注意が必要である。	国道 32 号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水実績区域にあり、避難時には注意が必要である。	
羽床下	国道 377 号や町道川下中大林場所線が浸水想定区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	国道 377 号や町道川下中大林場所線が浸水実績区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	地域の南部には、集落道が広く土石流危険区域にあり、早めの避難が必要である。

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
粉所西	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、浸水実績箇所と隣接しており、避難時に注意が必要である。	緊急輸送路の国分寺中通線は、急傾斜地や土石流危険渓流と多く交差しており、避難時の危険性が高い。
粉所東	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、河川と並行しており、浸水の危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、浸水実績区域を通過しており、危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、県道粉所西中徳線、町道小野相津線、町道仲和田下和田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
西分	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、河川と並行したり橋梁で多く交差しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、浸水実績区域を通過しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
山田上	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、河川と隣接しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	国分377号線では土石流、県道千疋西分線では急傾斜の危険箇所が分布しており、避難に当たっては、注意が必要である。
山田下	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、綾川浸水想定区域や河川と隣接・通過しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	
東分	町道俊則長田線や農免長柄線は、河川を横切っており、避難時には注意が必要である。	農免長柄線は、浸水実績区域を横切っており、避難時には注意が必要である。	中讃南部地区大規模農道は、土石流危険渓流を横切っており、避難時には注意が必要である。
羽床上	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾歌川線は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾歌川線は、浸水実績区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	県道造田滝宮線は、土石流や急傾斜地と接しており危険性が高い。避難には注意が必要である。
牛川	国道377号は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、急傾斜地と接しており危険性が高い。

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

## 【 4 気象関係】

### 資料 4 - 1 雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	長柄雨量観測所	綾歌郡綾川町東分	テレメータ	長柄ダム管理事務所	087-878-2301
2	柏原雨量観測所	〃 〃 粉所東	〃	〃	〃
3	田万雨量観測所	〃 〃 〃	〃	田万ダム管理事務所	087-878-2897

#### 【高松地方気象台設置】

気象観測所名	所在地
滝宮地域気象観測所	綾歌郡綾川町滝宮北

#### 【香川用水関係雨量観測所】

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	綾川観測所	綾歌郡綾川町山田下	自記	(独)水資源機構 香川用水総合事業所	0877-73-4223

#### 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

#### 【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

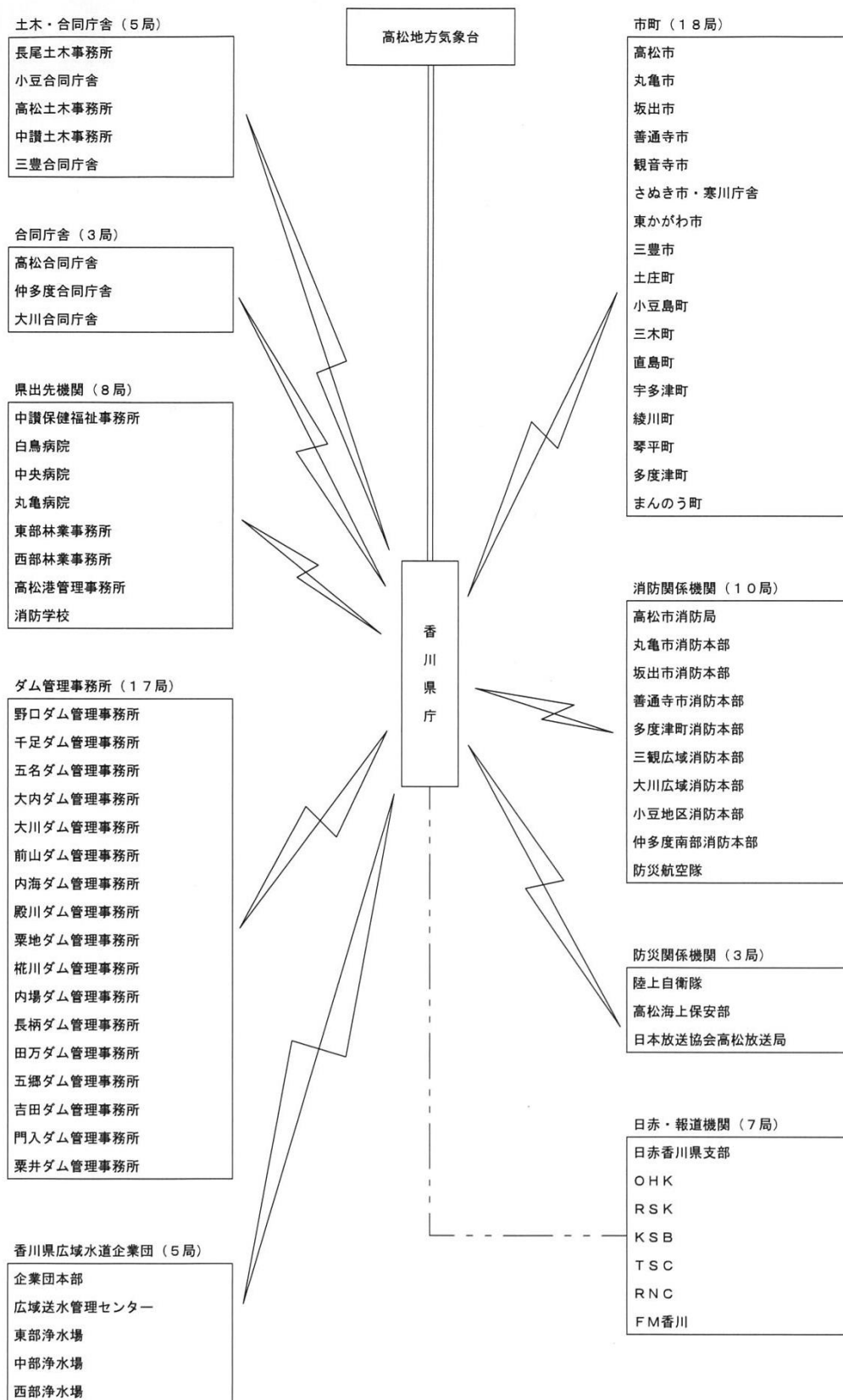
### 資料 4 - 2 水位観測所

番号	量水標名称	河川名	通報水位	警戒水位	位置	種別	観測機関
1	滝宮 <small>たきのみや</small>	綾川	1.3	1.8	綾川町北	テレメータ	香川県広域水道企業団 広域送水管理センター
2	長田橋 <small>ながたばし</small>	〃	1.3	1.8	〃 山田下	〃	中讃土木事務所
3	宣原堰 <small>のりはらせき</small>	〃	1.8	2.9	〃 山田上	〃	田万ダム管理事務所
4	新名 <small>しんみやう</small>	〃	1.2	1.7	〃 粉所西	〃	長柄ダム管理事務所
5	諏訪成 <small>すわなり</small>	田万川	1.3	2.3	〃 粉所東	〃	田万ダム管理事務所

#### 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

#### 【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料4-3 防災行政無線による気象情報等伝達系統



【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

## 資料4-4 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんど

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	飛ばされることもある。		どが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。



## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

## 【 5 消防水防関係】

### 資料 5 - 1 消防団現勢

(令和2年4月1日現在)

区分	分 団 数	消 防 団 員									消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	指 揮 車	広 報 車	計
		実 員								条 例 定 員					
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計						
綾川町	11	1	2	9	9	10	28	120	179	209	9	9	2	1	21

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

### 資料 5 - 2 消防水利の現況

(令和2年4月1日現在)

	合計	防 火 水 槽											そ の 他		
		消 火 栓			計			公 設			私 設				
		計 A	公 設	私 設	100 m 以 上 B	40 ~ 100 m 未 満 C	20 ~ 40m 未 満 D	100 m 以 上	40 ~ 100 m 未 満	20 ~ 40m 未 満	100 m 以 上	40 ~ 100 m 未 満	20 ~ 40m 未 満	用 水	プ ール
綾川町	509	441	340	101	9	53	6	5	27	1	4	26	5	20	11

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第35節 大規模火災対策計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料5-3 水防倉庫等一覽

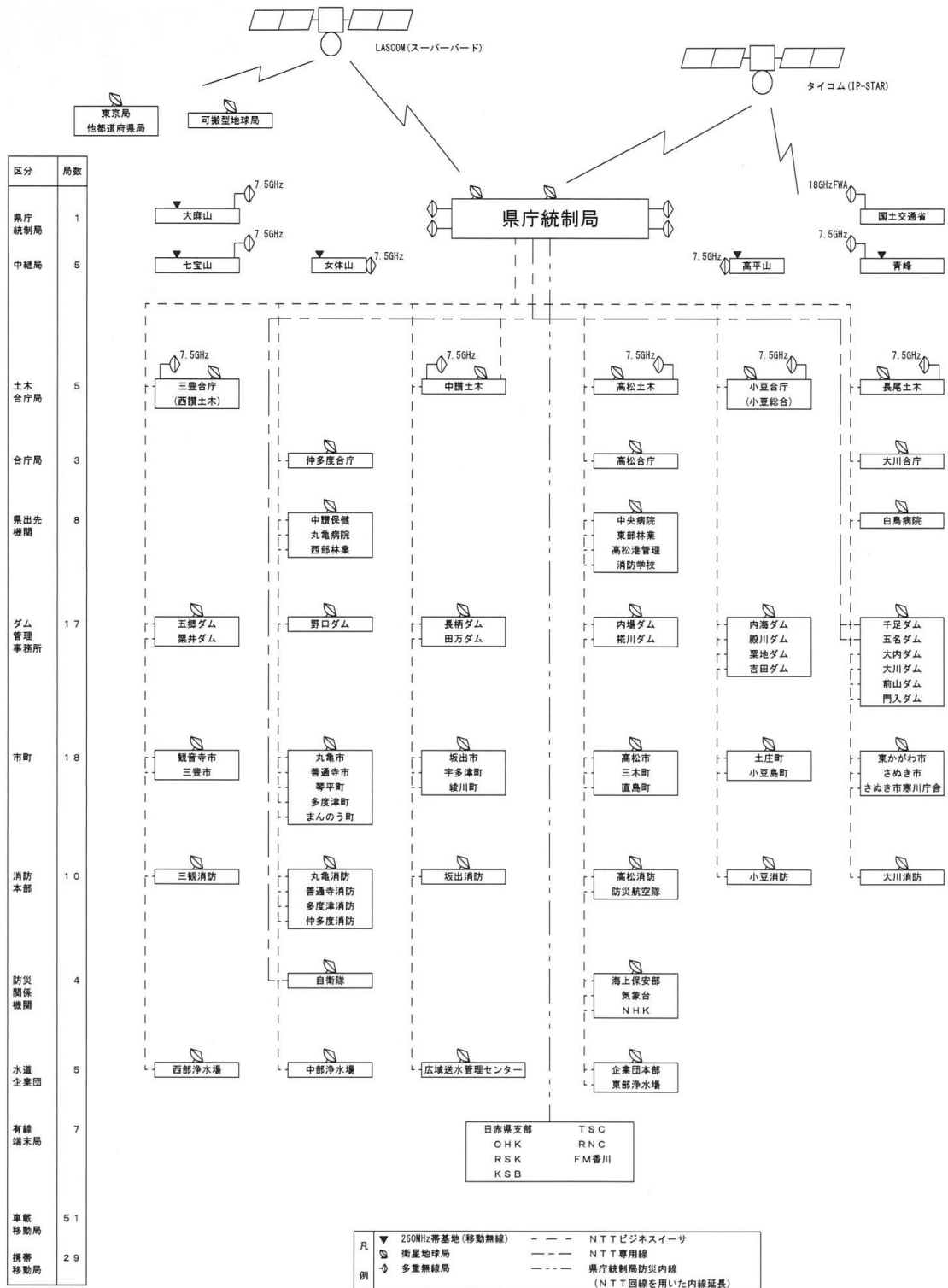
番号	水防管 理団体	対象河川海岸	設置ヶ所			構造	摘要
			町	大字	小字		
37	綾川町	綾川	綾川町	山田下		平屋建	中讃土木事務所 管内
38	〃	〃	〃	滝宮	原井田	〃	

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

## 【6 通信施設関係】

資料6-1 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図



【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】  
 【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

資料6-2 町防災行政無線

【同報系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四固第 12539 号	滝宮299	綾川町役場構内	固定局	ぼうさいあやがわちよう	1	2019/2/27	2022/11/30	55.37375	100mW	FX
四固第 12540 号	東分乙390-13	高山中継所内	固定局	ぼうさいあやがわちようたかやまちゆうけ いない	2	2019/2/27	2022/11/30	55.37375 /65.57375	100mW /3W	FX
四固第 12541 号	畑田2373-1	昭和小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちようはただ	3	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12542 号	千疋乙116-5	千疋大神宮構内	固定局	ぼうさいあやがわちようせんびき	4	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12543 号	陶5787-1	陶小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちようすえ	5	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12544 号	羽床下2256-1	羽床小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちようはゆかしも	6	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12545 号	粉所東1196-12	平成集会所構内	固定局	ぼうさいあやがわちようそぎしょへいせい	7	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12546 号	粉所東1111-3	綾上第1分団屯所 構内	固定局	ぼうさいあやがわちようそぎしょたま	8	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12547 号	山田上甲2094-2	栗原集会所構内	固定局	ぼうさいあやがわちようやまだかみくりはら	9	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12548 号	山田上甲1340-2 地先	綾川河川敷	固定局	ぼうさいあやがわちようやまだかみかわき た	10	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12549 号	西分1381-1	旧西分保育所構内	固定局	ぼうさいあやがわちようにしぶん	11	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12550 号	山田下2224	綾上支所構内	固定局	ぼうさいあやがわちようあやかみししょ	12	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12551 号	羽床上1024-1	羽床上保育所構内	固定局	ぼうさいあやがわちようはゆかかみ	13	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX

【移動系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043560号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043570号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055409号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	13	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055410号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	14	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055411号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	15	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055412号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	16	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043561号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	21	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043571号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	22	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055413号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	23	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055414号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	24	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055415号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	25	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055416号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	26	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043562号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	31	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043572号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	32	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055417号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	33	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055418号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	34	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055419号	滝宮	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	35	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
	522-2									
四移第 2055420号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	36	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043563号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	41	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043573号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	42	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055421号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	43	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055422号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	44	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055423号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	45	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055424号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	46	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043542号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043529号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055426号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	13	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055427号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	14	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055428号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	15	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055429号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	16	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043546号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	21	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043530号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	22	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055430号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	23	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055431号	西分	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	24	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML



免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
	1387-4									
四移第 2055432 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	25	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055433 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	26	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043547 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	31	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043531 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	32	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055434 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	33	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055435 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	34	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055436 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	35	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055437 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	36	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043532 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	41	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043549 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	42	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055438 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	43	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055439 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	44	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055440 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	45	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055441 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	46	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043533 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	51	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043550 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	52	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055442 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	53	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055443 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	54	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055444 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	55	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055445 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	56	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055405 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055408 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055425 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055406 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	2	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055407 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	3	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043589 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	4	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043590 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	5	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043591 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	6	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043598 号	山田下 11601	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちよう	98	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043597 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043535 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043600 号	山田下 1160-1	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちよう	99	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043599 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	101	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043584 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	102	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043585 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	103	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043586 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	104	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043587 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	105	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043581 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	106	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043582 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	107	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043583 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	108	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043536 号	北 1132-6	香川県広域水道企業団 綾川事務所	車載	ぼうさいあやがわちよう	52	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043568 号	北 1132-6	香川県広域水道企業団 綾川事務所	車載	ぼうさいあやがわちよう	53	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043569 号	北 1132-6	香川県広域水道企業団 綾川事務所	車載	ぼうさいあやがわちよう	54	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043593 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	55	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043594 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	56	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043534 号	北 1132-6	香川県広域水道企業団 綾川事務所	車載	ぼうさいあやがわちよう	57	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043537 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	58	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043538 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	59	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043540号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	60	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043541号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	61	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043543号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	62	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043544号	山田下2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	63	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043545号	山田下2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	64	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043548号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	65	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043564号	陶1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	66	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043565号	陶1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	67	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043566号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	68	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043567号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	69	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043574号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	70	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043575号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	71	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043576号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	72	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043577号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	73	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043578号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	74	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043579号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	75	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043588号	滝宮299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	76	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML

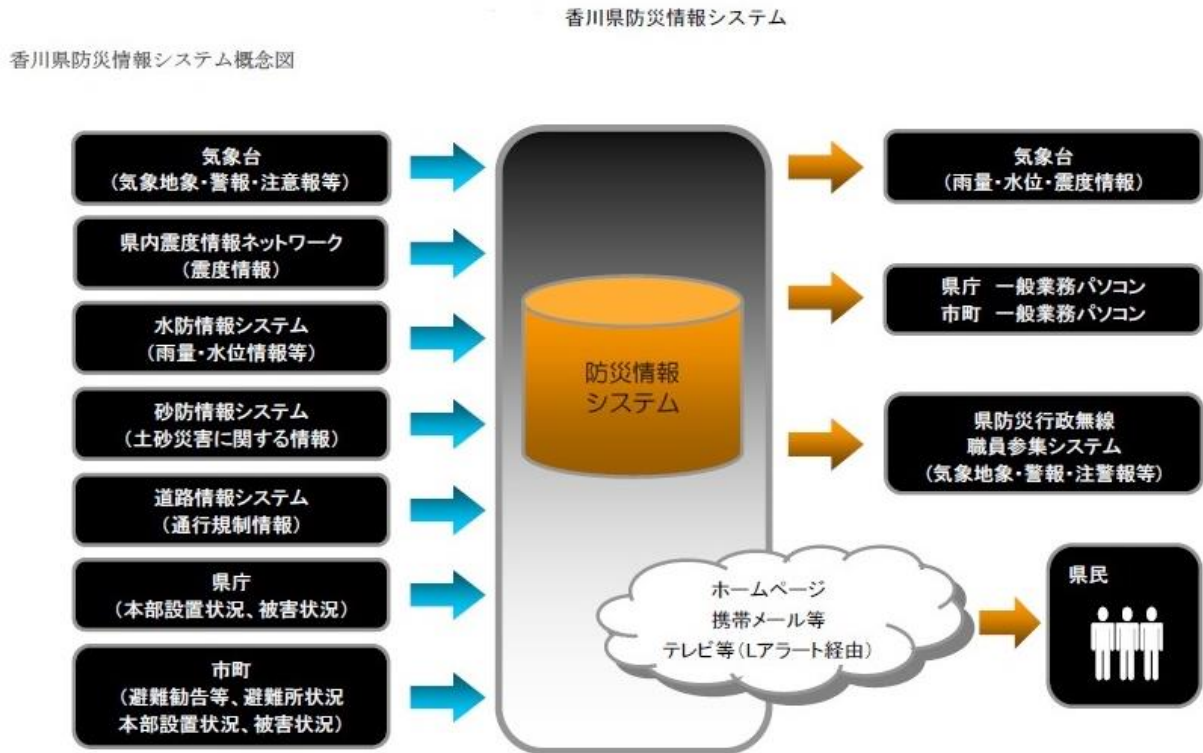
免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043592 号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	77	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043595 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	78	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043596 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	79	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四基第 136752 号	滝宮 299	本庁	基地局	ぼうさいあやがわちよう		2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	FB
四基第 136751 号	山田下 2224	支所	基地局	ぼうさいあやがわちよう あやかみ		2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	FB

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料6-3 香川県防災情報システム概要図



- 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】
- 【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第7節 広報活動計画】
- 【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】
- 【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第6節 広報活動計画】

## 【 7 医療救護関係】

### 資料 7-1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン

#### 1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、町民が医療を受ける機会を失った場合においても、町民に対し必要な医療救護活動を行うため、行政と医療関係機関等とが連携を図り、もって町民の生命と健康を守ることを目的とする。

#### 2. 綾川町医療救護本部

- (1) 綾川町医療救護本部(以下「医療救護本部」という。)は、綾川町役場に置く。
- (2) 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。
  - ① 災害対策本部との連絡調整
  - ② 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の配備
  - ③ 応急救護所と後方医療機関(救護病院、広域救護病院、災害拠点病院)との連絡調整
  - ④ 県及び関係機関との連絡調整
  - ⑤ 救急隊との連絡調整
  - ⑥ 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
  - ⑦ 町内の医療機関の稼働状況を把握
  - ⑧ 医療救護活動の記録
  - ⑨ 災害対策本部への状況等の報告
  - ⑩ 中讃地域災害医療対策会議への出席
  - ⑪ その他、医療救護活動に関すること
- (3) 医療救護本部の組織は、資料7-2のとおりとする。
- (4) 医療救護本部の本部長(以下「本部長」という。)、医療救護副本部長(以下「副本部長」という。)及び医療救護本部員(以下「本部員」という。)の職務及び参集方法は、次のとおりとする。
  - ① 本部長は、綾歌地区医師会会長をもって充て、医療救護本部の事務を総括する。
  - ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - ③ 本部員は、本部長の命を受け、医療救護本部の事務に従事する。
  - ④ 医療救護本部の組織員は、災害対策本部からの要請により参集するものとする。ただし、香川県西部で震度6弱以上の地震が発生し、又は香川県に津波警報若しくは大津波警報が発表され、かつ、連絡手段が途絶えた場合は、自主参集するものとする。

#### 3. 応急救護所

- (1) 応急救護所は、医師がトリアージをし、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

- (2) 応急救護所を医療救護所、現場救護所、臨時救護所に分類する。
- (3) 医療救護所は、あらかじめ指定されている応急救護所のうちから、町災害対策本部からの指示により本部長が開設する箇所を決定する。ただし、災害の状況等により医療救護班の医師が緊急を要すると判断した場合は、決定を待たずに医療救護活動を開始することができる。
- (4) 現場救護所は、本部長の指示により、負傷者が多数発生した現場に設置する。
- (5) 臨時救護所は、自院が救護所として機能できると判断した場合は、医療救護班に連絡し設置する。
- (6) 応急救護所の管理者は医師とし、医療班は原則として医師1名、看護師3名、補助員2名で編成する。
- (7) 応急救護所に連絡調整係として、健康福祉課員を配置する。
- (8) 応急救護所は、資料7-4のとおりとする。

#### 4. 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班

- (1) 医師会による医療救護班の役割は、次のとおりとする。
  - ① 傷病者に対する診察(トリアージを含む)と応急処置
  - ② 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
  - ④ 避難所の巡回診療
  - ⑤ 助産活動
  - ⑥ 死亡の確認及び死体の検案
  - ⑦ 活動の記録と報告
  - ⑧ その他状況に応じた必要な措置
- (2) 歯科医療救護班の役割は、次のとおりとする。
  - ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
  - ② 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
  - ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
  - ⑤ 活動の記録と報告
  - ⑥ その他状況に応じた必要な措置
- (3) 薬剤師班の役割は、次のとおりとする。
  - ① 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
  - ② 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
  - ③ 医療救護班等のサポート
  - ④ 活動の記録と報告
  - ⑤ その他状況に応じた必要な措置
- (4) 医療救護班等の編成は、資料7-4のとおりとする。



## 5. 救護病院

- (1) 救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、継承者に対する処置をあわせて行う。
- (2) 臨時救護所及び救護病院は資料7-4のとおりとする。

## 6. 医薬品

- (1) 災害時には綾歌郡薬剤師会の会員が保有する通常の在庫を活用し、災害時医薬品等に充てる。
- (2) 医療救護班、歯科医療救護班が応急救護所で使用する医薬品等で、緊急の場合は、会又は会員の所有のものを使用する。
- (3) 応急救護所で使用する医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する。
- (4) 県の標準備蓄医薬品等と備蓄機関は、資料7-5のとおり。

## 7. 連絡手段

- (1) 災害時の情報伝達方法は、多様な手段の確保を図り、優先順位を決めて、情報伝達を行う。
  - ① 一般加入電話(ファックス)・携帯電話
  - ② メール
  - ③ 防災行政無線

## 8. 応急救護所の設置期間

応急救護所、救護病院の設置は、発災からおおよそ5日までとし、医療救護本部は、状況に応じて、その後の活動を協議する。

## 9. ガイドラインの見直し

医療救護本部は、毎年、本ガイドラインの改訂の必要性について検討し、本部長が必要と認めたときは、改訂を行う。

## 10. その他

本ガイドラインに規定のない事項については、本部長が定める。

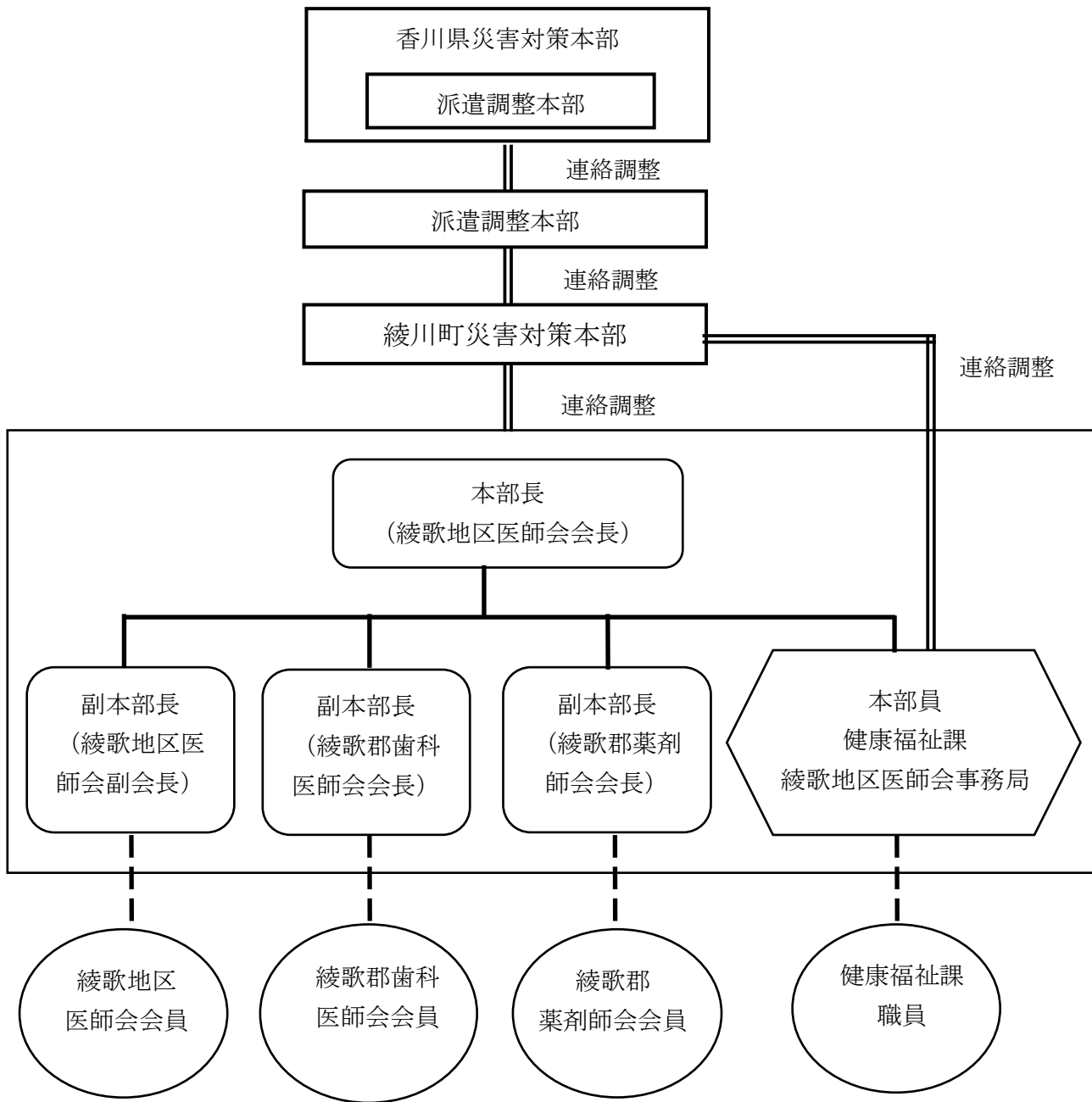
【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7-2 綾川町医療救護本部 体制図



【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料7-3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧

(1) 会議召集の連絡先

医療救護本部	場所	TEL	FAX	E-mail	摘要
	綾川町役場(健康福祉課)	876-1113	876-3120	kenkofukushi@town.ayagawa.lg.jp	

【平日昼間】

役職	機関名	職氏名	TEL	FAX	E-mail	摘要
本部長	綾歌地区医師会	会長 溝渕博司	876-5300	876-0380		
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区医師会	副会長 宮井陽一郎	0877-98-7007	0877-98-7655		
		副会長 桑島紀夫	878-2005	870-9112		
		理事 宇野浩司	876-1145	876-1302		
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区歯科医師会	会長 福井隆夫	876-5433	876-5434		ふくい歯科医院
		副会長 高橋三郎	876-1666	876-1666		
		副会長 篠原文介	0877-49-6480			じょう歯科医院
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区薬剤師会	会長 森久美子	875-9272	875-9271	体調不良により1年間は顧問・森廣文(もみの木)が代行	えむ調剤薬局
		副会長 岩本明彦	878-3780	878-3780		辻上薬局
		副会長 末長泰則	0877-56-8577	0877-56-8578		もも調剤薬局(飯山)
本部員	綾歌地区医師会事務局	事務長 古川和孝	876-5300	876-5301		
	綾川町健康福祉課	課長 土肥富士三 課長補佐 大谷浩之 事務次長 松本正人				

【休日・夜間】

役職	機関名	職氏名	TEL	FAX	E-mail	摘要
本部長	綾歌地区医師会	会長 溝渕博司				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区医師会	副会長 宮井陽一郎				
		副会長 桑島紀夫				
		理事 宇野浩司				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区歯科医師会	会長 福井隆夫				
		副会長 高橋三郎				
		副会長 篠原文介				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区薬剤師会	会長 森久美子				
		副会長 岩本明彦				
		副会長 末長泰則				
本部員	綾歌地区医師会事務局	事務長 古川和孝				
	綾川町健康福祉課	課長 土肥富士三 課長補佐 大谷浩之 事務次長 松本正人				

(2)関係機関の連絡先

関係機関名		TEL	FAX	E-mail	摘要
綾歌地区医師会		876-5300	876-0380		
綾歌郡歯科医師会		877-2211	877-2270		
綾歌郡薬剤師会		876-9341	876-9311		
綾川町健康福祉課		876-1113	876-3120	kenkofukushi@town.ayagawa.lg.jp	
					避難所開設など
綾川町災害対策本部	綾川町総務課	876-1906	876-1948		
中讃保健福祉事務所	安全・安心対策班	0877-24-9962	0877-24-8341		
香川県災害対策本部	健康福祉部医務国保班	832-3315	806-0248		広域的な医師等の派遣など
	健康福祉部薬務感染症対策班	832-3301	861-1421		医薬品・血液の総合調整など

【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7-4 医療救護所一覧・臨時救護所・救護病院

(1) 医療救護所(応急救護所のうちから、災害対策本部の指示により開設する場所)

名称	所在地	TEL	FAX	E-mail	AED 設置	管理者
綾南農村改善センター	綾川町滝宮 299	876-5282	876-3120	kenkofukushi@town. ayagawa.lg.jp	有	時松由子
綾上農村改善センター	綾川町山田下 3300	878-3055	878-1576	shisyo@town.ayagaw a.lg.jp	有	桑島紀夫

(2) 医療救護班の編成

名称	医療救護班(管理者) 綾歌地区医師会	歯科医療救護班 綾歌郡歯科医師会	薬剤師班 綾歌郡薬剤師会	健康福祉課
綾南農村改善センター	時松由子 (三宅医院)	中條貴博 (にこにこ歯科)	牧野慎治 (ダイヤ薬局)	日高幸代
綾上農村改善センター	桑島紀夫 (桑島医院)	福井孝雄 (ふくい歯科)	小林敬弘 (辻上薬局)	渡辺美穂

(3) 臨時救護所(自院が救護所として機能できると判断した場合に開設する救護所。)

名称	所在地	TEL	FAX
溝淵クリニック	綾川町滝宮 555-1	876-0056	876-0380
陶病院	綾川町陶 1720-1	876-1185	876-3795

(4) 救護病院(一般病床を有する2次救急医療活動ができる病院。中等症患者への措置。重症患者への応急処置。)

医療機関名	所在地	TEL	FAX
滝宮総合病院	綾川町滝宮 486	876-0045	876-1302

※指定は会長。

- 【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】
- 【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7-5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関

震災時用備蓄医薬品等リスト(1単位あたり)

1 医薬品

令和3年4月1日現在

区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	1本
	含嗽剤	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10枚	1袋
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
		生理食塩液	20ml	10A
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒペンズ酸塩	20mg	100T
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	SP100
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	2.5mg	100T
	精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T

## 2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療 救護 用資 器材	小外 科セ ット	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
		ペンライト	1
体温計	1		

区分	品名	規格	数量	
医療 救護 用資 器材	手術用 手袋	手術用手袋	20 双	
	注射器	注射器 (針付きディスポ)	2.5ml	30
			5ml	20
			20ml	10
	輸液 セット	止血帯		2
		輸液セット		2
衛生 材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小		24/30
		三角巾		6
	脱脂綿	皮膚清浄綿		60 包
		カット綿		100g
	包帯	包帯 46mm×9m、56mm×9m		各1
		包帯止		100
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m		1
		救急絆		200
		油紙		10
		紙絆 9mm×10m		10

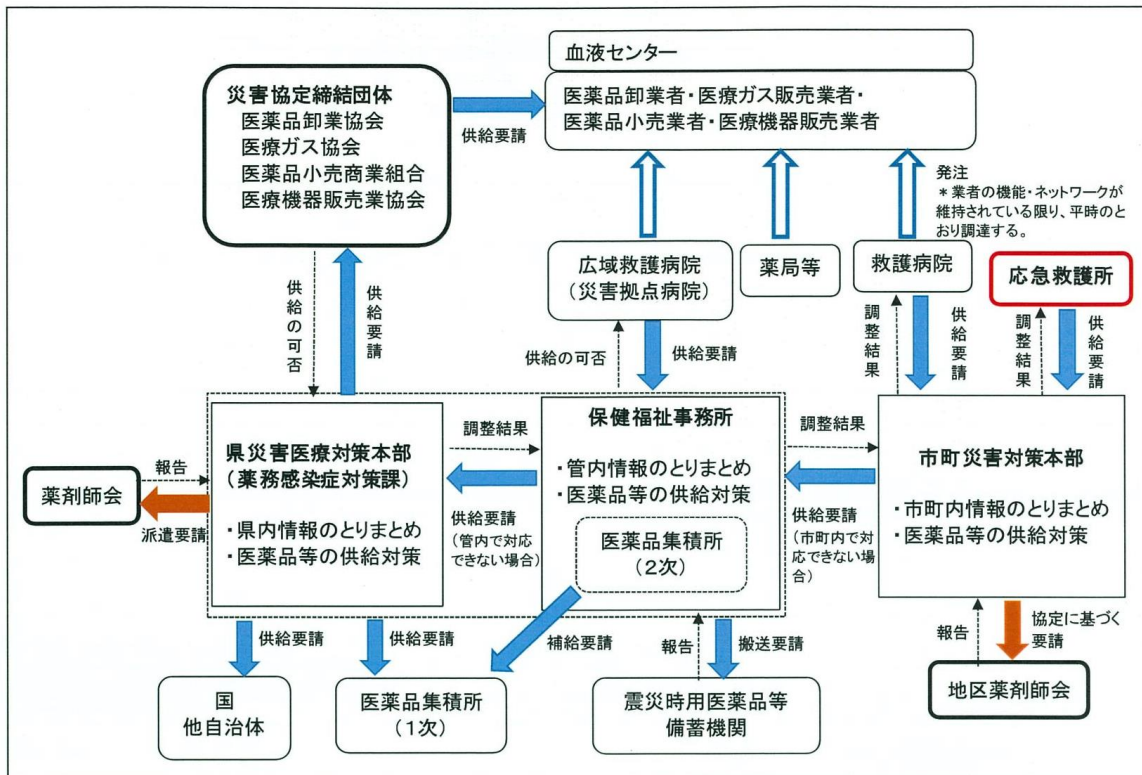


震災時用医薬品等備蓄機関一覧

令和2年4月1日現在

地域	番号	備蓄機関の名称	備蓄 単位数	〒	所在地
東讃	1	さぬき市民病院	2	9	769-2393 さぬき市寒川町石田東甲 387 番地 1
	2	直島町立診療所	1		761-3110 香川郡直島町 2310 番地 1
	3	香川県立白鳥病院	2		769-2788 東かがわ市松原 963
	4	香川大学医学部附属病院	2		761-0793 木田郡三木町池戸 1750-1
	5	香川県東讃保険福祉事務所	2		769-2401 さぬき市津田町津田 930-2
小豆	6	小豆島中央病院	2	3	761-4301 小豆群小豆島町池田 2060 番地 1
	7	香川県小豆総合事務所	1		761-4121 小豆群土庄町湊崎甲 2079-5
高松	8	高松市立みんなの病院	2	16	761-8538 高松市仏生山町甲 847 番地 1
	9	高松市民病院塩江分院	1		761-1612 高松市塩江町安原上東 99-1
	10	高松赤十字病院	2		760-0017 高松市番町四丁目 1-3
	11	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院	2		761-8076 高松市多肥上町 1331-1
	12	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	2		761-0186 高松市屋島西町 2105 番 17
	13	独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院	2		760-0073 高松市栗林町三丁目 5-9
	14	高松病院	2		760-0018 高松市天神前 4-18
	15	香川県薬剤師会調剤薬局	1		760-0065 高松市朝日町一丁目 1-11
	16	香川県立中央病院	2		760-8557 高松市朝日町一丁目 2-1
中讃	17	坂出市立病院	2	14	762-8550 坂出市寿町三丁目 1-2
	18	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	1		762-0007 坂出市室町三丁目 5-28
	19	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院	2		763-8502 丸亀市城東町三丁目 3-1
	20	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2		765-8507 善通寺市仙遊町二丁目 1-1
	21	綾川町国民健康保険陶病院	2		761-2103 綾歌群綾川町陶 1720-1
	22	香川県厚生農業協同組合連合会 滝宮総合病院	2		761-2305 綾歌群綾川町滝宮 486
	23	香川県立丸亀病院	1		763-8518 丸亀市土器町東九丁目 291
	24	香川県中讃保険福祉事務所	2		763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526
西讃	25	三豊市立永康病院	2	8	769-1101 三豊市詫間町詫間 1298-2
	26	三豊市立西香川病院	2		767-0003 三豊市高瀬町比地中 2986 番地 3
	27	三豊総合病院	2		769-1695 観音寺市豊浜町姫浜 708
	28	香川県西讃保健福祉事務所	2		768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18
合計	28 施設		50 単位		

資料 7-6 医薬品等の調達・供給体制



【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

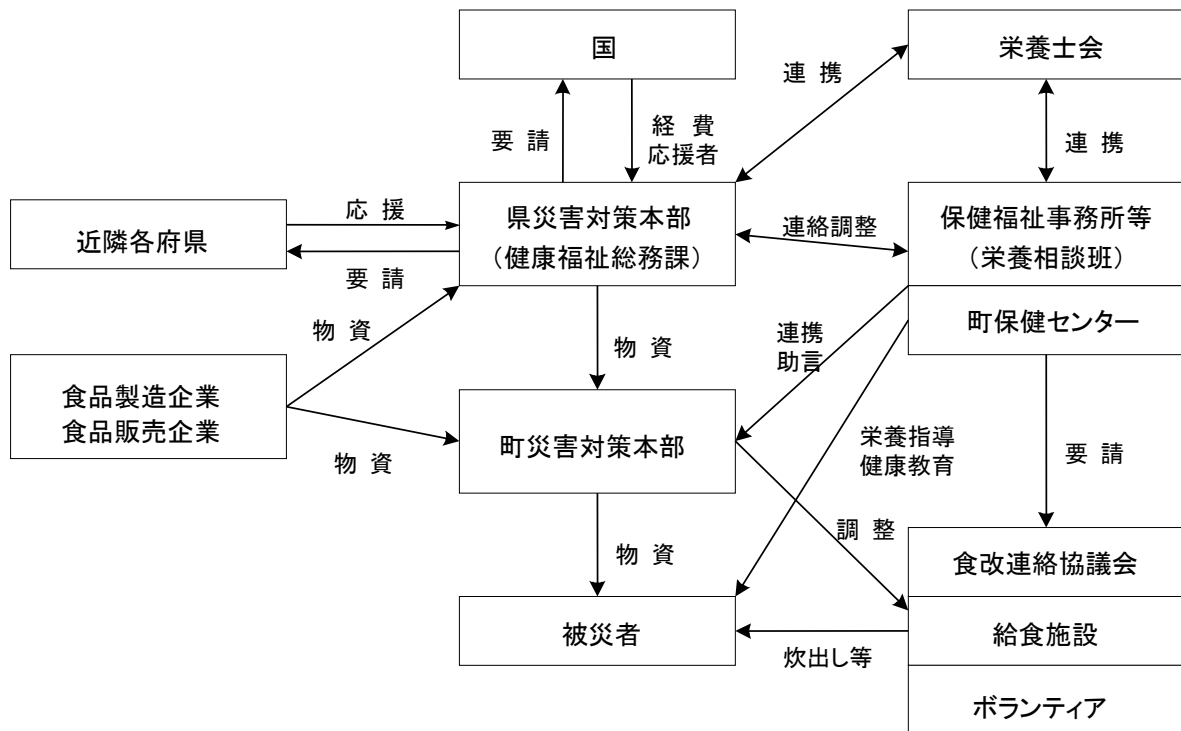
【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

## 【 8 保健・衛生関係】

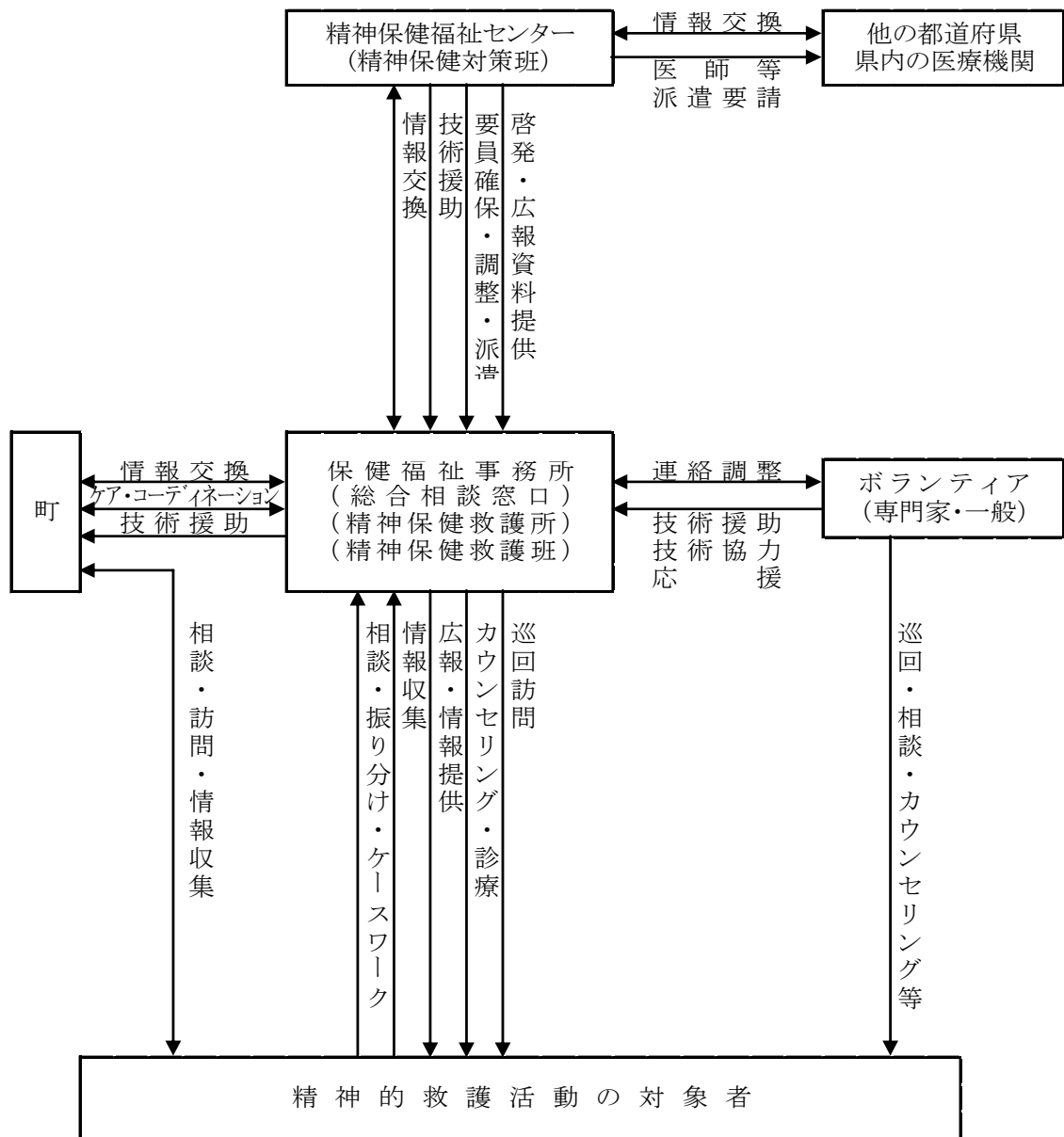
資料 8 - 1 栄養相談・指導活動体系図



- 県災害対策本部
  - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関に行い、送られた物資を町の要請に応じて配布する。
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 町災害対策本部
  - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
  - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
  - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善指導を町と協力して実施する。
  - ・ 町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
  - ・ 町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差が生じないように調整する。
- 町保健センター
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善指導を保健所と協力して実施する。
  - ・ 町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- 支援者・支援団体
  - ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
  - ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を町、他団体とともに実施する。
  - ・ 給食施設：施設の能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
  - ・ ボランティア：希望する支援内容を町の窓口に出して、町の指示に従い炊出し等を実施する。

【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】  
【地震対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8-2 精神保健活動体系図



【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】  
 【地震対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8 - 3 廃棄物処理施設、し尿処理施設

(1) ごみ処理施設

(令和2年3月31日現在)

名 称	設置主体	利用市	稼働年月	処理能力 (t/日)	所在地
高松市西部クリーンセンター	高松市	高松市綾川町	S63.3	280	高松市川部町 930-1

(2) し尿処理施設

(令和2年3月31日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模	処理方式	所在地
衛生センター	高松市	高松市三木町綾川町	H29.4	378 kl/日	下水投入	高松市朝日町 5-5-56
し尿中間貯留場	綾川町	綾川町高松市(国分寺町)	S62.3	500 m <sup>3</sup>		高松市国分寺町 新名 2215-6

(3) 粗大ごみ処理施設

(令和2年3月31日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模 (t/5h)	処理方式	敷地面積	所在地
高松市西部クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高松市	高松市綾川町	H9.3	100	併用	16,972 ごみ処理施設敷地内	高松市川部町 930-1

(4) 埋立処分施設

(令和2年3月31日現在)

名 称	設置主体	所在地	埋立開始年月	全体容量 (m <sup>3</sup> )
一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾歌郡綾川町西分乙 561	H15.12	81,600

【一般対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

【地震対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

資料 8 - 4 火葬場・遺体収容場所

(令和2年3月31日現在)

名 称	所在地	電 話	炉数
綾川斎苑	綾川町山田下 952-2	087-878-2189	3

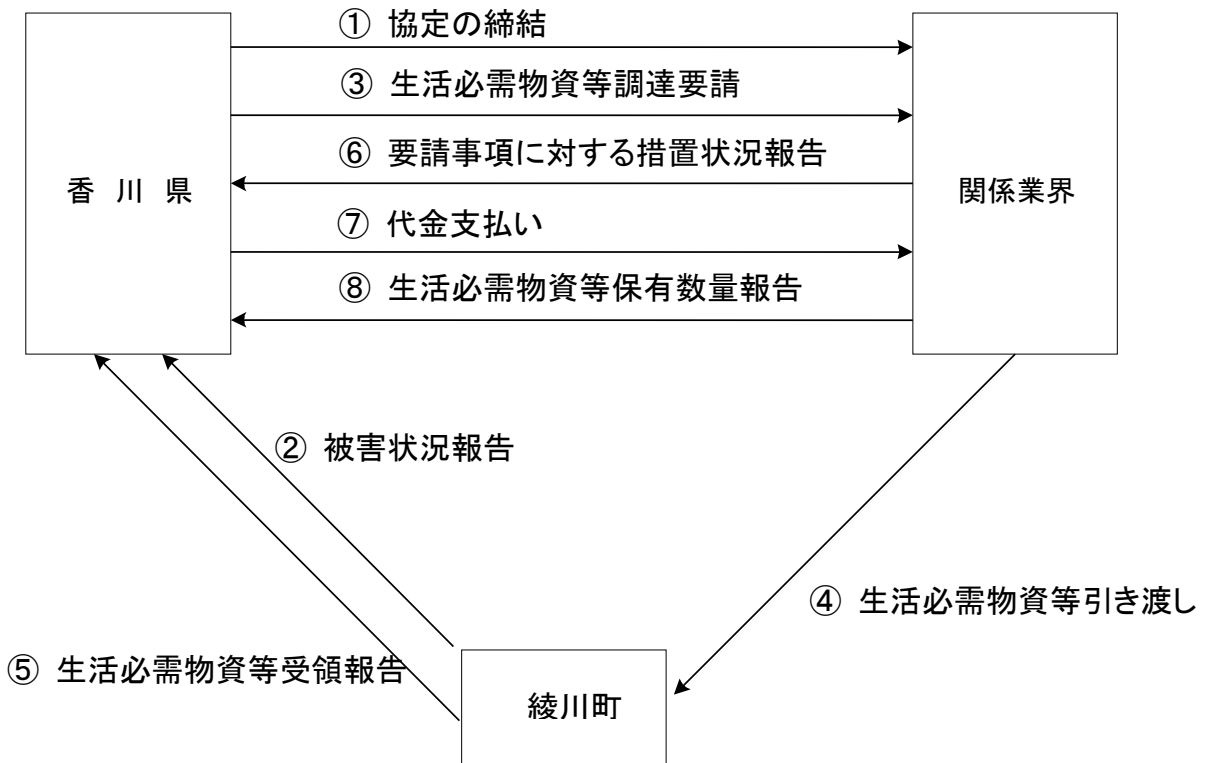
【一般対策編 第3章 第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画】

【地震対策編 第3章 第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画】

## 【9 食料品等の備蓄、調達関係】

### 資料9-1 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い
- ⑧ 関係業界から県に対し定期的に生活必需物資等の保有数量報告



【一般対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】  
【地震対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】

資料9-2 防災倉庫等配置一覧

役場

	地区	設置箇所	住所
1	滝宮	綾川町役場本庁	滝宮299番地

町内各地区

	地区	設置箇所	住所
1	昭和	昭和公民館	畑田 2390 番地 8
2		昭和小学校	畑田 2373 番地 1
3	陶	陶公民館	陶 5866 番地 1
4		綾川中学校	陶 5593 番地 1
5		陶小学校	陶 5878 番地 1
6	滝宮	滝宮公民館	滝宮 297 番地 6
7		滝宮小学校	滝宮 1095 番地 1
8		道の駅滝宮うどん会館	滝宮 1578 番地
9	羽床	羽床公民館	羽床下 2259 番地 2
10	粉所	粉所公民館	粉所西甲 2087 番地 1
11		旧粉所小学校	粉所西甲 2060 番地
12	西分	西分公民館	西分 1377 番地
13		西分南部公民館	西分 2213 番地
14	山田	山田公民館	山田上甲 1313 番地 1
15		綾上中学校	山田上甲 1180 番地
16		綾上小学校	山田上甲 1494 番地 1
17		B&G 綾上海洋センター	山田下 3694 番地 1
18	羽床上	羽床上公民館	羽床上 797 番地

【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】



資料9-3 備蓄一覧

役場

	品 目	
非常食	1	アルファ米
	2	マジックライス
	3	非常食セット
	4	保存水
	5	カンパン
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(20人用)
	4	簡易トイレ
	5	ブルーシート
	6	トラロープ
	7	トラ土のう
	8	土のう袋
	9	非常用飲料水袋
備品	1	水中ポンプ
	2	土のう製作器
	3	救助用ボート
	4	発電機
	5	投光器
	6	ヘルメット
	7	浄水器

各地区公民館防災倉庫

	品 目	
非常食	1	アルファ米
	2	非常食セット
	3	保存水
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(50人用)
	4	ブルーシート
	5	トラロープ
	6	軍手
	7	非常用飲料水袋(40用)
	8	エアマット
備品	1	懐中電灯
	2	担架
	3	コードリール
	4	レイニーメガホン
	5	長靴
	6	ヘルメット
	7	救助工具箱セット
	8	ガソリン携行缶
	9	投光器
	10	発電機
	11	プライベートテント
	12	災害時用電話機

小学校、中学校、旧小学校、B&G 綾上海洋センター

		品 目
消耗品	1	ダンボールベッド
	2	間仕切りテント
	3	エアマット

道の駅滝宮うどん会館

		品 目
消耗品	1	簡易トイレ
	2	トラロープ
	3	アルミヒートブランケット
備品	1	投光器
	2	投光器三脚
	3	投光器コードリール
	4	マンホールトイレ(洋式)
	5	多機能ラジオライト
	6	充電器

【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

## 【 1 0 交通・輸送関係】

### 資料 1 0 - 1 緊急輸送路

#### 【町内の緊急輸送路】

		路線番号	路線名	
県 指 定	第1次輸送確保路線		四国横断自動車道(高松自動車道)	
			国道 32 号	
	第2次輸送確保路線		国道 377 号	
		13	県道三木綾川線	
	第3次輸送確保路線	17	県道府中造田線	
		184	県道綾川府中線	
	町指定優先啓開路線	39	県道国分寺中通線	
		167	県道粉所西中徳線	
		174	県道千疋高松線	
		182	県道千疋西分線	
		183	県道綾川国分寺線	
		185	県道造田滝宮線	
		265	県道粉所西造田線	
		276	県道高松琴平線	
		278	県道綾歌綾川線	
				町道大坪有岡上ノ原線
				町道本町有岡線
				町道宮藪奥池線
				町道萱原上向原線
				町道向原田所富川線
				町道富川大谷池線
				町道中央線
				町道川下中大林場所線
				町道西山松崎線
				町道山原本線
				町道萱原造田綾南線
				町道仲和田下和田線
				町道小野相津線
				町道田万高蔦線
				町道休場北山線
				町道小野川北線
				町道俊則長田線
				町道牛川堂谷線
				町道竹本常行線
				町道西空港線
				町道国弘線
			農免長柄線	
			中讃南部地区大規模農道	
			農免羽床上地区農道	

【一般対策編 第2章 第19節 緊急輸送体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】

【地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】



## 【 1 1 避難収容関係】

資料 1 1 - 1 避難所一覧

地区	数	指定避難所名	室名	現収容 人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急避難 場所	避難所	備考
畑田・ 千足地区	1	昭和小学校	2F体育館	190	畑田 2373-1	877-0519	○	○	○	○	○	
	2	子育て支援施設きらり	1F遊戯室	20	畑田 671-8	877-2320	○	○	○	○		
	3	昭和こども園	1F遊戯室	20	畑田 2422-1	877-1391	○	○	○	○		
	4	昭和公民館	旧棟2F講義室	70	畑田 2390-8	877-1536	○	○	○	○	○	
陶地区	5	綾川中学校	1F体育館	320	陶 5595	876-1187	○	○	○	○	○	
	6	陶小学校	2F体育館	150	陶 5878	876-1182	○	○	○	○	○	
	7	陶こども園	1F遊戯室	40	陶 2087-1	876-1777	○	○	○	○		
	8	陶公民館	旧棟2F講義室	90	陶 5866-1	876-2553	○	○	○	○	○	
	9	国保総合保健施設えがお	2F多目的研修室	60	陶 1720-1	876-2525	○	○	○	○	○	
	10	総合運動公園(勤労者体育館)	1Fミーティングルーム、2Fアリーナ	300	陶 1536-1	876-3580	○	○	○	○		
滝宮・ 萱原・ 北地区	11	滝宮小学校	1F体育館	160	滝宮 1100	876-1183	○	○	○	○	○	
	12	滝宮こども園	2F遊戯室	40	萱原 791-1	876-1776	○	○	○	○		
	13	滝宮公民館	2F講義室	50	滝宮 297-6	876-1931	○	○	○	○	○	
	14	梅の里社会福祉センター	1F健康相談室、1F生活相談室	10	滝宮 276	876-4221	○	○	○	○		
	15	綾南農村環境改善センター	2F多目的ホール	70	滝宮 299	876-1906	○	○	○	○	○	
	16	道の駅滝宮うどん会館	フードコート、多目的スペース	20	滝宮 1578	876-5018	○	○	○	○		
	17	農業経営高等学校	1F武道館	240	北 1023-1	876-1161	○	○	○	○		
小野・ 羽床下地区	18	羽床小学校	2F体育館	140	羽床下 2256	876-1184		○	○	○	○	
	19	羽床こども園	1F遊戯室	20	羽床下 2257-1	876-1775		○	○	○		
	20	羽床公民館	2F講義室	30	羽床下 2259-2	876-0120	○	○	○	○	○	
粉所東・ 粉所西地区	21	旧粉所小学校	1F体育館	120	粉所西 2060		○	○	○	○	○	
	22	粉所公民館	大会議室	20	粉所西甲 2087-1	878-2914	○	○	○	○	○	
西分地区	23	西分南部公民館	1F旧体育館	70	西分 2213	870-9387	○			○		
	24	旧西分小学校	1F体育館	100	西分 1406-2	878-2703	○			○		
	25	西分公民館	2F会議室	20	西分 1377	878-3065	○	△	○	○	○	
山田上・ 山田下・ 東分地区	26	東分地域交流館	1F旧遊戯室	10	東分甲 1245-1	878-0299	○	○	○	○		
	27	綾上中学校	1F体育館、1F武道館	330	山田上甲 1180	878-2020	○		○	○	○	
	28	綾上小学校	1F体育館	160	山田上甲 1494-1	878-2004		○	○	○	○	
	29	山田こども園	1F遊戯室	30	山田上甲 1490	878-2680		○	○	○		
	30	山田公民館	2F大会議室	50	山田上甲 1313-1	878-2910	○	○	○	○	○	

地区	数	指定避難所名	室名	現収容 人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急避 難場所	避難所	備考
	31	綾上農村環境改善センター	1F多目的ホール	90	山田下 3300	878-2211	○	○	○	○	○	
	32	国保総合保健施設いきいきセンター	1F検診室、1F研修室	20	山田下 3352-1	878-2212		○	○	○	○	
	33	B&G綾上海洋センター	1F体育館、2F武道場	230	山田下 3694-1	878-3003	○	○	○	○	○	
羽床上・ 牛川地区	34	旧羽床上小学校	1F体育館	110	羽床上 788			○	△	○	○	
	35	羽床上こども園	2F遊戯室	20	羽床上 1023-1	878-1462		○	○	○	○	
	36	羽床上公民館	2F会議室	30	羽床上 797	878-1481	○	○	○	○	○	

3,560

△:RC構造の2階以上を利用する  
(体育館などの場合は、校舎を利用する)

※ 収容人員は、延床面積の80%を有効面積と想定し、4㎡あたり1人で算出した値である。

【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第13節 避難計画】

## 資料 1 1 - 2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、綾南町(以下「甲」という。)と香川県立農業経営高等学校(以下「乙」という。)は、次により申し合わせをする。

### 1. 避難所の確認

- (1) 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、避難住民の受け入れについて乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡をするものとする。

### 2. 職員の派遣

- (1) 甲は、避難勧告を発令した時、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。
- (2) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備等の取り扱いの指導及び外部との連絡・調整を行なうものとする。

### 3. 施設の使用

- (1) 使用施設は、乙の「武道場(剣道場)」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。(別紙「避難所等の位置図」)
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。
- (3) 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

### 4. 使用上の注意

- (1) 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書(別紙様式)を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。
- (2) 甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。また、乙の職員は、甲の派遣する職員に必要な応じて協力をするものとする。
- (3) 甲は、避難住民が施設・設備等を破損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

### 5. 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

### 6. 有効期間

この申し合わせ事項は、平成14年3月25日から平成15年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

## 7. 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

平成14年3月25日

(甲) 綾歌郡綾南町大字滝宮299番地  
綾南町長 藤井 賢

(乙) 綾歌郡綾南町大字北1023番地1  
香川県立農業経営高等学校長 宮本 忠

【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第13節 避難計画】



(別紙様式)

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

香川県立農業経営高等学校長 殿

綾歌郡綾川町滝宮299番地  
綾川町長 藤井 賢

下記行政財産の使用の許可を願いたく申請します。

記

1. 名 称 香川県立農業経営高等学校 武道場
2. 場 所 綾歌郡綾川町北1023番地1
3. 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 使用の目的 非常災害発生に伴う地域住民の避難所

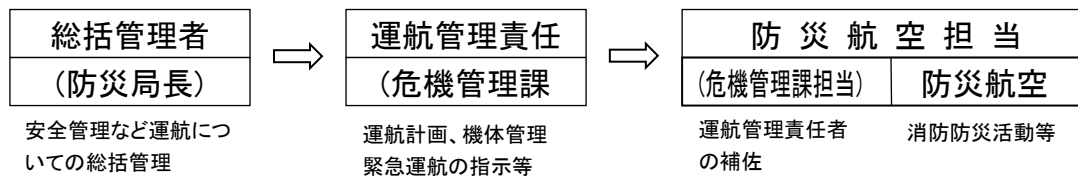
## 【12 その他】

### 資料12-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

#### 運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡(高松空港) 四国航空(株)内
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで(緊急時は、日の出から日没まで)
- 4 隊の構成 航空隊員(県内の消防(局)本部から派遣)8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

#### 5 運航管理



#### 6 活動別搭乗人員

職種		操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
区分					
航空隊員の常駐人員		1名	1名	5~6名	
ヘリ活動時の搭乗人員	①救急活動	1名	1名	2~4名	活動内容により要員を決定する
	②救助活動	1名	1名	4名	機内安全要員1名 機内操作要員1名 降下要員2名
	③火災防御活動	1名	1名	2名	機内安全要員1名 散水操作要員1名
	その他活動	1名	1名	1~5名	活動内容により要員を決定する
休日体制		1名	1名	5~6名	
夜間体制		—	—	—	

\* 災害状況により変更する場合がある。

## 運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

- 1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。
  - (1) 救急活動
  - (2) 救助活動
  - (3) 災害応急対策活動
  - (4) 火災防御活動
  - (5) 広域航空消防防災応援活動
  - (6) 災害予防対策活動
  - (7) 消防防災訓練活動
  - (8) 一般行政活動
  - (9) その他総括管理者が必要と認める活動

## 2 災害別活動内容(緊急運航)

救急	①「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における搜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

## 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1. 事故等の目撃者等から一(1)から(10)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

### 一 症例等

#### (1) 自動車事故

イ 自動車からの救出

ロ 同乗者の死亡

ハ 自動車の横転

ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故

ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故

ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

#### (2) 自動車事故

イ 時速35km程度以上で衝突した事故

ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

#### (3) 転落事故

イ 3階以上の高さからの転落

ロ 山間部での滑落

#### (4) 窒息事故

イ 溺水

ロ 生き埋め

#### (5) 列車衝突事故

#### (6) 航空機墜落事故

#### (7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

#### (8) 重傷が疑われる中毒事件

#### (9) バイタルサイン

イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパコーマスケールで30以上)

ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと

ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止

ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

#### (10) 外傷

イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断

ハ 麻痺を伴う肢の外傷

ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)

ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)

へ 意識障害を伴う外傷

(11) 外傷

イ けいれん発作

ロ 不穏状態(酔っばらいのように暴れる状態)

ハ 新たな四肢麻痺の出現

ニ 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)

二 地理的条件

(1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること

(2) (1)には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1. に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員からの要請がある場合

## 緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

### 1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

(1)救急活動

(2)救助活動

(3)災害応急対策活動

(4)火災防御活動

### 2 応援要請の方法

知事(危機管理課)に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後すみやかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

(1)災害等の種別

(2)災害等の発生場所及び被害の状況

(3)災害等発生現場の気象状態

(4)飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制

- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

### 3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL(NTT) 087-879-0119  
087-879-1900  
FAX(NTT) 087-879-1400  
TEL(防災) 433-561  
FAX(防災) 433-581

※

夜間(17時15分～8時30分)に連絡を要する場合は、県庁危機管理課(不在の場合は県庁守衛室)へ行くこと。

- ・県庁危機管理課 TEL(NTT) 087-832-3186(防災担当)  
TEL(防災) 200-5066
- ・県庁守衛室 TEL(NTT) 087-831-1111  
TEL(防災) 200-7-2165

### 4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。  
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

### 5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

## 6 報告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者(香川県危機管理課長)に報告するものとする。

## 7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 1 2 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内  高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		



救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校等生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内  (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700 円以内 救急救命士 15,500 円以内 土木技術者、建築技術者 16,500 円以内 大工 21,200 円以内 左官 22,000 円以内 とび職 21,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 特別支援学校の小学部児童を含む。

※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学生徒を含む。

※4 高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】

【地震対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 1 2 - 3 町内の文化財

指定区分	名称	員数	所在地	所有者 (管理団体)	指定・登録 年月日
重要文化財(彫刻)	木造地藏菩薩立像	1 軀	綾川町山田下 2295-1	法道寺	昭 4.4.6
重要文化財(彫刻)	木造十一面観音立像	1 軀	綾川町滝宮 1346-5	堂床区(綾川町)	昭 30.2.2
重要無形民俗文化財	滝宮の念仏踊		綾川町	滝宮念仏踊保存会	昭 52.5.17
県指定無形民俗文化財	綾南の親子獅子舞		綾川町	綾南の親子獅子舞 保存会	昭 52.7.26
県指定史跡	ますえ畑瓦窯跡	2 基	綾川町北山田西 1219-3	綾川町	昭 43.6.4
県指定史跡	すべつと窯跡	1 棟	綾川町陶 1554-25	綾川町	昭 43.6.4
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)仲酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)東酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)離れ座敷	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造西酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	綾菊酒造(株)	平 18.3.2
登録有形文化財	芋坂家住宅長屋門	1 棟	綾川町西分字東裏谷 1443	芋坂定	平 22.4.28
町指定有形文化財(彫刻)	木造牛頭天王像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(彫刻)	木造孔子像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	天満宮記	1 巻	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	滝宮念仏踊制札	2 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財 (考古資料)	龍燈院跡出土古瓦	6 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定無形民俗文化財	主基斎田お田植え祭		綾川町山田上甲 1484-7	主基斎田保存会	平 12.6.18

【一般対策編 第2章 第22節 文教災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

【地震対策編 第2章 第14節 文教災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

## 資料 12-4 広域航空応援受援マニュアル

### 第1 目的

本マニュアルは、香川県域において、大規模災害が発生した場合、広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

### 第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、地震、石油コンビナート、林野等の大規模な火災等で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

### 第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長(又は副隊長)は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、「香川県防災航空隊の地震等災害発生時における動員計画」の連絡系統により、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

### 第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

### 第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、応援消防・防災航空隊を県と調整・選定する。要請先を決定すれば、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う情報提供を情報確認表(第1号様式)により、FAX等で出動待機依頼を行うものとする。

#### 1 航空隊員(勤務者)の任務

- (1) 航空隊員(勤務者)は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫および高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
  - ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
  - イ 個人装備品の搭載
  - ウ 格納庫から機体搬出補助
  - エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
  - オ 飛行場外離着陸場の選定(選定条件)
  - \* 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
  - \* 同時に3~4機着陸駐機が可能な場所

## カ 発災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- \* 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- \* 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- \* 離着陸ポイントにHマークの標示(直径7m)
- \* 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- \* 発災場所の地図の準備(1/10,000)
- \* 現場指揮本部との連絡手段(県内共通波)の確保
- \* 水利の確保等その他必要事項

### 2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
  - ア 災害内容の確認
  - イ 飛行場外離着陸場の選定
  - ウ 気象状況の確認
  - エ 飛行ルート決定
  - オ 飛行計画の作成
  - カ スポットの確保
  - キ その他必要事項

### 3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トローリングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
  - ア 航空機の点検準備
  - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
  - ウ その他必要な事項

### 4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整ならびに燃料補給等の調整を行うものとする。

### 5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

## 第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員(勤務者)は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行い結果を報告するものとする。

### 1 報告先

- (1) 香川県危機管理課(防災行政無線 ぼうさいかがわヘリ1→ぼうさいかがわ)

(2) 発災地現場指揮本部(消防無線 県内共通波149.69MHz(FM))

## 2 報告内容

(1) 災害現場を撮影したビデオテープ等

(2) 火災発生状況及び風水害状況等

ア 延焼範囲

イ 延焼方向

ウ 倒壊家屋の状況

エ 土砂崩れ等の状況

オ 水没地区、家屋の状況

カ 河川、ため池の状況

(3) 主要道路の状況等

ア 国道の崩壊(水没)状況

イ 県道の崩壊(水没)状況

ウ 橋りょうの崩壊(水没)状況

(4) 海岸線の状況

高潮等の状況

(5) 石油港地等危険物施設の状況

ア 災害発生状況

イ 油等の漏洩状況

ウ タンク破損状況

(6) 情報収集時の搭載資器材

ア ビデオカメラ(テープ、予備バッテリー)

イ デジタルカメラ、カメラ(フィルム予備)

## 3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災指揮本部長及び危機管理課に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。指揮本部長の決定を受けて、危機管理課に報告するとともに、県を通じて待機依頼中の応援航空隊に対して正式出動要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、発災指揮本部長及び危機管理課に対し、自衛隊航空部隊の増強を進言する。指揮本部長の決定を受け、香川県が派遣要請を行い、指揮本部長を中心に活動内容、航空管制について協議を行う。

## 第7 飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに飛行場外離着陸場での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

1 飛行場外離着陸場でのGOPを行うとともに無線(航空波等)により航空管制を行う。

使用区分（チャンネル）			周波数	
消防・ 防災ヘリ	消防波	全国	全国共通波 1	150.73MHz
			全国共通波 2	148.75MHz
			全国共通波 3	154.15MHz
	航空波	全国	航空機相互間	122.6MHz
			災害時飛行援助通信	123.45MHz
自衛隊 ヘリ	航空波	全国	災害時飛行援助通信	123.45MHz

2 飛行場外離着陸場上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

#### 第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- 1 応援航空隊として活動できる内容の確認
  - (1) 偵察、空撮
  - (2) 救出、救急、消火活動、
  - (3) 物資、人員搬送
- 2 応援航空隊の活動ローテーションの作成
- 3 燃料補給要領等の確認

#### 第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 災害応急対策活動：現場把握・情報収集・指揮支援等の活動、物資、人員等の輸送活動
- 2 救急活動：救急搬送のための活動
- 3 救助活動：人命救助のための活動
- 4 火災防御活動：消火のための活動

#### 第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

- 1 隊長は、現場指揮本部、飛行場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し応援航空機指揮者との連絡調整にあたり、各航空機を統括し、運航に関する指示を行う。

なお、航空隊の組織体制を別表1「航空隊の組織体制」に示し、隊員は別表2「航空隊の組織体制(隊員指定表)」に示す。

- 2 航空隊の任務分担は、別表3「航空隊の任務分担」のとおりとする。

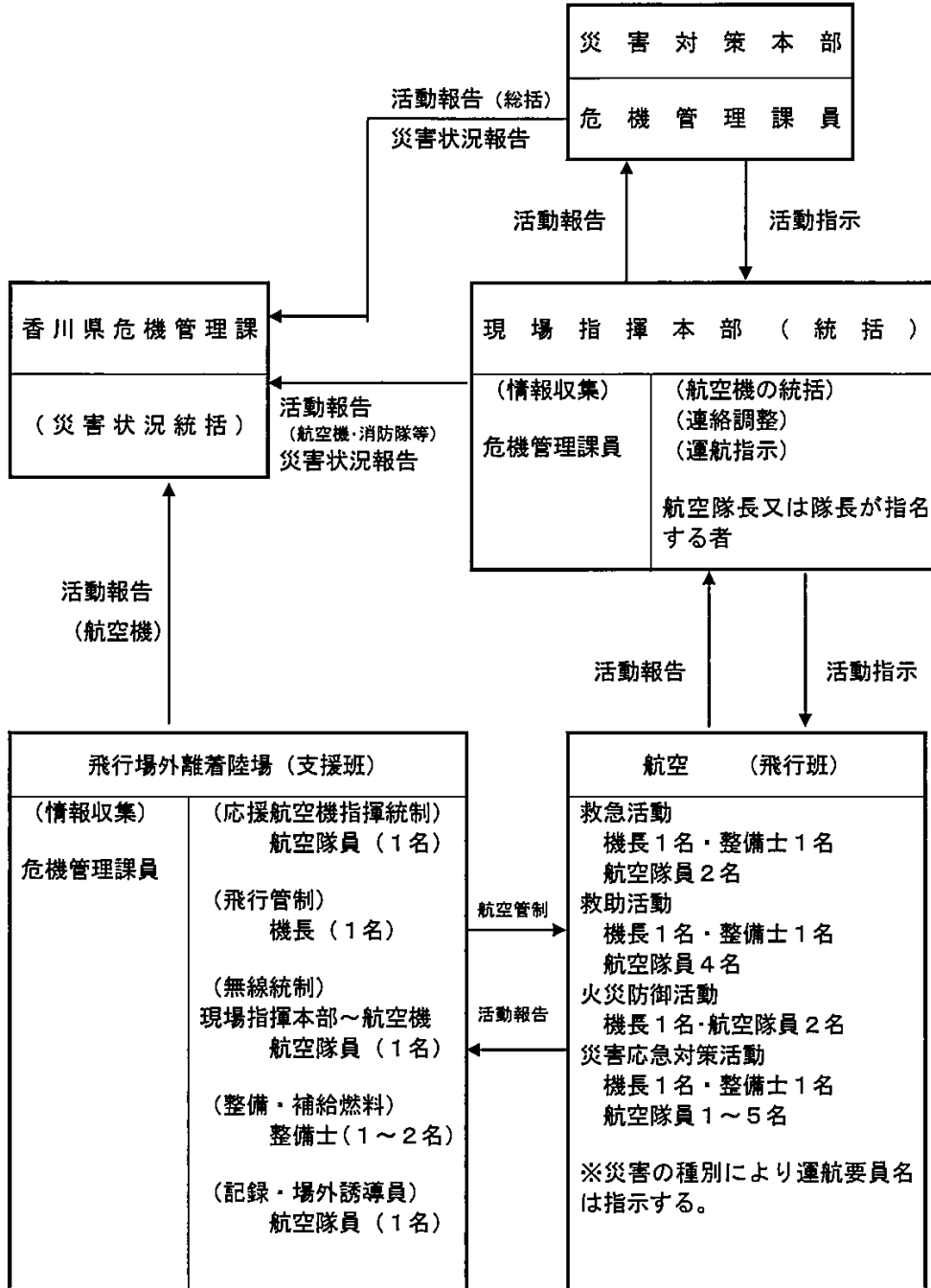
#### 第11 応援航空隊の活動記録管理

各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は、次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航管理責任者へ報告するものとする。

- 1 災害の経緯 …………… 第2号様式
- 2 応援航空隊活動状況 …………… 第3号様式
- 3 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ …… 第4号様式



航空隊の組織体制



別表2

## 航空隊の組織体制(隊員指定表)

現場指揮本部(統括)		
航空隊長又は航空隊長が指名する者(1名)		
飛行場外離着陸場(支援班)		航空(飛行班)
指揮統制 応援機	航空隊長又は航空隊長が 指名するもの(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦士 防災担当機長</li> <li>・航空隊員 災害種別により運航要員名は 隊長が指示する。(2~4名)</li> <li>・整備 防災担当整備士</li> </ul>
飛行管制	防災担当機長	
無線統制	航空隊員(1名)	
補給燃料 整備	防災担当整備士	
記録	航空隊員(1名)	

別表3

## 航空隊員の任務分担

任務		担当	内容
現場指揮本部	統括	航空隊長又は航空隊長が 指名する者(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等の調整</li> <li>2 応援航空隊の活動方針の決定、指示</li> <li>3 情報収集及び取得情報の伝達指示</li> </ol>
飛行場外離着陸場 (支援班)	航空機 指揮統制	航空隊長又は航空隊長が 指名する者(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応援航空隊の活動調整</li> <li>2 情報収集及び取得情報の伝達指示</li> </ol>
	航空管制	防災担当機長(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域航空機飛行、離着陸時における 無線統制</li> <li>2 応援機駐機場の割り当て</li> <li>3 ノータムに関する事</li> </ol>
	無線統制	航空隊員(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応援航空機、現場指揮本部等の連絡 調整</li> </ol>
	整備 補給燃料	防災担当整備士 (1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備 に関する事</li> <li>2 補給燃料の確保、補給場所の指定と 燃料補給時の安全確保</li> <li>3 燃料補給等の記録管理</li> <li>4 飛行場外離着陸場への機体誘導と離 着陸上での機体保全</li> </ol>
	記録	航空隊員(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動班及び応援隊の活動記録</li> <li>2 飛行場外離着陸場での各支援補助</li> </ol>
飛行班	飛行	航空隊員(2~4名) 防災担当機長(1名) 防災担当整備(1名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害防御等飛行活動</li> </ol>

情報確認表

(香川県防災航空隊)

災害種別			
災害発生場所			
災害の現況			
気象状況 (災害発生場所)	天候	風向	風速 視程
現地の場外離着陸場の 位置、名称			
飛行場外離着陸場での 航空管制	航空機相互間	災害時飛行援助通 信	消防全国波
	AM波 122.6MHz	AM波 123.45MHz	FM波 150.73MHz
給油体制	場所	方法	ドラム給油
			空港給油
その他必要事項			

※場外・現地の図面 FAX



第3号様式

( 応 援 航 空 隊 活 動 状 況 )

平成 年 月 日

機 番 : 航空隊

No.	飛行時間		飛行内容	搭乗人員	散水回数	燃料補給	
	時間帯	飛行時間				給油量(ℓ)	場所
1	~			P-、M- R-			
	~						
2	~						
	~						
3	~						
	~						
4	~						
	~						
5	~						
	~						
6	~						
	~						
7	~						
	~						
8	~						
	~						
9	~						
	~						
10	~						
	~						
合計	活動時間 .....						
	備考	要請機関 .....					
	要請時間 .....						
	要請解除 .....						
	要請内容 .....						
	使用場外 .....						

広域航空消防応援などの自治体経費状況調

関係先	連絡先		経 費 等									備考		
			航空燃料(単位:リットル)			人件費関係(派遣人員)								
			日	日	計	日		日		計				
						P	M	R	P	M	R		P	M
広 域 的 応 援 分	県	TEL												
		FAX												
	航空隊	TEL												
		FAX												
	県	TEL												
		FAX												
	航空隊	TEL												
		FAX												
	県	TEL												
		FAX												
	航空隊	TEL												
		FAX												
消防局	TEL													
	FAX													
航空隊	TEL													
	FAX													
消防局	TEL													
	FAX													
航空隊	TEL													
	FAX													
消防局	TEL													
	FAX													
航空隊	TEL													
	FAX													
日 計			各隊基地	各隊基地	各隊基地									
			現地	現地	現地									
			高松空港	高松空港	高松空港									
			DM ( リットル)	DM ( リットル)	DM ( リットル)									

※ 給油会社(0000様) 連絡先:087-000-0000 (担当 〇〇 連絡先:090-000-0000)  
 ※ 高松空港燃料価格 1リットル当り 円 (税抜)  
 ※ 現地ドラム燃料価格 1リットル当り 円 (税抜)

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【13 様式等】

資料13-1-1 配備人員報告書

年 月 日

配備人員報告書

総務課

様

課長

印

- 1 配備事由 : \_\_\_\_\_
- 2 配備の区分 : 第 次 配備 \_\_\_\_\_
- 3 参集の時刻 : \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 \_\_\_\_\_
- 4 配備人員名簿 : \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 現在 \_\_\_\_\_

	氏名	配置場所	勤務に服した時刻	備考
1			: ~ :	
2			: ~ :	
3			: ~ :	
4			: ~ :	
5			: ~ :	
6			: ~ :	
7			: ~ :	
8			: ~ :	
9			: ~ :	
10			: ~ :	
11			: ~ :	
12			: ~ :	

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 1 3 - 1 - 2 配備体制別配備人員集計表

配備体制別配備人員集計表												
配備事由 :												
平成 年 月 日										No. /		
役職名			第1次配備			第2次配備			第3次配備			
町長												
副町長												
教育長												
参事兼総務課長												
支所長												
課 名			課 員			課 員			課 員			
総務課			人			人			人			
会計室			人			人			人			
議会事務局			人			人			人			
経済課			人			人			人			
建設課			人			人			人			
下水道課			人			人			人			
水道課			人			人			人			
健康福祉課			人			人			人			
保険年金課			人			人			人			
学校教育課			人			人			人			
生涯学習課			人			人			人			
陶病院			人			人			人			
住民生活課			人			人			人			
税務課			人			人			人			
綾上支所			人			人			人			
合 計			人			人			人			
【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】												
【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】												



資料 1 3 - 1 - 3 災害概況即報

綾川町第1号様式〔災害概況即報〕

災 害 概 況 即 報

災害名 : (第 報)

※ 項目ごとに情報源を明記すること。  
 (住民情報、自主防災組織通報、  
 その他民間通報、消防・警察官通報、  
 その他機関通報 及び現地確認)

報告日時	年 月 日 時 分
町 名	綾 川 町
所 属 名	課
報告者名	

※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、その他			発生日時	年 月 日 時 分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等) ※ 確認場所: 綾川町 _____									
被害状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊 (流失)	棟	一部損壊	棟
		重傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
		軽傷者	人						床下浸水	
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋梁の状況、電気・水道・ガスの状況等)										
応急対策の状況	(応急措置、避難状況、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】  
 【地震対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 13-1-4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表

被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表																			
月 日 時 分現在																			
報告者	班 名				氏 名														
受信者	班 名				氏 名														
災害の種類	災害発生日時 年 月 日																		
人的被害	死 亡			行方不明			負 傷 者												
	人			人			重 傷 者		軽 傷 者		人								
住家の被害	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水						
	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数				
非住家被害	全 壊			半 壊			その他浸水等												
	棟			棟															
田畑の被害	流 水			埋 没			冠 水			家畜の被害	牛 馬								
	田	ha		ha		ha		鶏											
	畑	ha		ha		ha		豚その他											
道路の被害	冠水	路線数				ヶ所、		m	決壊	路線数				ヶ所、		m			
橋梁の被害	破損							ヶ所								ヶ所			
河川の被害	溢水					ヶ所		漏水		ヶ所		決壊						ヶ所	
がけくずれその他																			
備 考																			

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】  
 【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 1 3 - 3 - 5 災害報告 (即報・確定)

市		綾川町		即報・確定		報告者	
災害名							
人的被害	死者	人		流失・埋没	ha	文教施設	千円
	行方不明者	人		冠水	ha	農林水産業施設	千円
負傷者	重傷	人		流失・埋没	ha	公共土木施設	千円
	軽傷	人		冠水	ha	その他の公共施設	千円
全壊	棟	世帯	文教施設	箇所	小計	千円	
			病院	箇所	農産被害	千円	
	棟	世帯	道路	箇所	林業被害	千円	
			橋	箇所	畜産被害	千円	
	半	世帯	河川	箇所	水産被害	千円	
			砂防	箇所	商工被害	千円	
	棟	世帯	清掃施設	箇所	その他	千円	
			崖崩れ	箇所	被害総額	千円	
	床上浸水	棟	鉄道不通	箇所	被災世帯数	世帯	
			水道	戸	被災者数	人	
床上浸水	棟	電話	回線	建物	件		
		電気	戸	危険物	件		
非住家	棟	ガス	戸	その他	件		
		ブロック塀等	箇所	消防団員出動延人員	人		
その他							

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】  
 【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】



資料 13-1-7 浸水被害調査表

浸水被害調査表				
被災日 平成 年 月 日				
住所 (所在地)	綾川町		家屋調査番号	
世帯主氏名 (事業所名)				
住家	建物の形態	1戸建、2戸以上の長屋、アパート、マンション、その他		
	《 床上浸水 》	《 床下浸水 》		
	◎ 普通の高さの和室、洋室、台所等	◎ 建物の床下		
	全部	全部		
一部	一部	地上	cm	
◎ 一段低い台所等	◎ 土間			
全部	全部			
一部	一部	地上	cm	
非住家	建物の種類	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 作業所 5. 倉庫 6. 車庫 7. その他		
	浸水の状況	( )の床面より	全部・一部	cm 浸水
		( )の床面より	全部・一部	cm 浸水
		( )の床面より	全部・一部	cm 浸水
		( )の床面より	全部・一部	cm 浸水
		( )の床面より	全部・一部	cm 浸水
略図・その他				
調査日時： 年 月 日 時 分				
調査員： 所属 課 氏名 印				
所属 課 氏名 印				

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-1-8 災害報告及び対策処理票

災害報告及び対策処理票

受付番号	第 号 受付者
受付年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
受信通知方法	電話 口頭 伝言 その他
通告者	住所 氏名 TEL
通知内容	
通知場所	地図一
調査報告事項	
調査報告書	① 所属 氏名 ② 所属 氏名
対策	

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-1-9 要請情報

綾川町第2号様式〔要請情報〕

要 請 情 報

災害名 : \_\_\_\_\_ (第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

報告日時	年 月 日 時 分
主管課	課
課長名	
報告者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請、その他 ( )
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入)  ※別紙添付の場合は、その旨を明記すること。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又 は 人 数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	そ の 他 必 要 事 項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、課内対策要員の状況、課内資器材の状況、その他養成を必要とした状況)	

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】  
【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

## 資料 13-1-10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

1 知事への災害派遣要請依頼書  
(様式-1)

綾川 総 第 号  
平成 年 月 日

香川県知事

殿

綾川町長

印

### 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

平成 年 月 日( 時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項



2 知事への災害派遣部隊への撤収要請依頼書  
(様式-2)

綾川総 第 号  
平成 年 月 日

香川県知事 殿

綾川町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

平成 年 月 日付け綾川総務発 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり  
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 平成 年 月 日 時 分

2 撤収理由

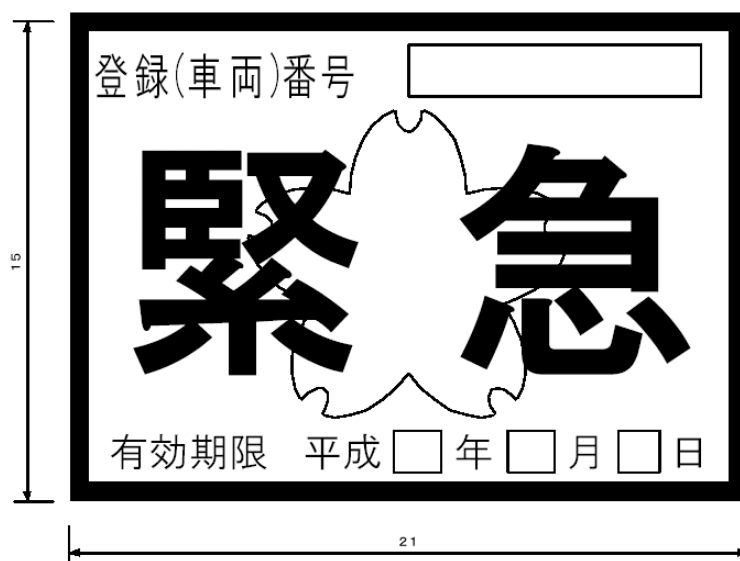
3 その他必要事項

【一般対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】  
【地震対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】



## 2.1 緊急通行車両の標章

### 1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

## 2. 2 緊急通行車両確認証明書

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	電 話	( ) 局	番
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

- 【一般対策編 第2章 第19節 緊急輸送体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【一般対策編 第3章 第12節 交通確保計画】
- 【地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【地震対策編 第3章 第12節 交通確保計画】

資料 13-1-12 避難所運営のための様式

1 避難者カード

避難者カード

No. /

※ 欄は、避難所担当職員等が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

※ 避難所名		※ 担当職員等氏名	
-----------	--	--------------	--

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	※事務所記入欄	
					退所日	備考
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
計	男	女	計			
	名	名	名			

- (注) 1 1家族ごとに1葉の避難者カードを配付し、記入を求めること。  
 2 ※欄は、避難所担当職員等が記入すること。

2 避難者名簿（避難所入所記録簿）

No. /

避難所入所記録簿

避難所名		担当職員等氏名						
番号	入所 月日	町民 町民以外	氏名	現住所 (本籍地)	男女別	世帯主 との続柄	摘 要	退所 月日時間
			生年月日					
1	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .					
2	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .					
3	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
4	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
5	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
6	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
7	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .					
8	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .					

避難所収容状況調

No. /

3 避難所収容状況調

区分		避難者収容状況										救援・救護実施状況				備考
		男					女					救助物資支給		物資貸与状況		
		～64	65～	～1	計	～64	65～	～1	計	品名	数量	品名	数量	人員	数量	
月	8時															
	12時															
	18時															
日	8時															
	12時															
	18時															
月	8時															
	12時															
	18時															
日	8時															
	12時															
	18時															

- (注)
1. 物資の支給等は、一日分を取りまとめ、室ごとに記入すること。
  2. 備考欄には、高齢者、障害者等要配慮者対策の必要、貸与物資の返還、消毒の実施等、参考とすべき事項を記入すること。

#### 4 物品の受払簿の書式

### 物品受払簿

No.     /

避難所名		担当職員等氏名	
------	--	---------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄 (購入先及び払出先)	受入数	払出数	現在残	取扱者	備考欄 (購入金額及び内訳)
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						

- (注) 1 品目ごとに作成する。  
 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。  
 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。





## 資料 13-1-13 リ災証明書

### 綾川町り災証明取扱規程

平成19年3月1日

告示 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、火災、水災、風災、地震、その他の災害(以下「災害」という。)によって生じた被害(以下「り災」という。)の証明書(以下「り災証明書」という。)の取扱の基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 リ災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書等交付申請書(様式第1号)に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、り災者又はその他町長が適当と認める者(以下「申請者」という。)から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 罹災証明書(様式第2号)り災物件を確実な証拠により確認することができる場合に交付する。

(2) リ災届出証明書(様式第3号)前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一り災物件について、り災者から再度り災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(証明書の交付簿)

第4条 町長は、第3条の規定によりり災証明書等を申請者に交付するときは、証明書交付簿(様式第4号)に所要事項を記載しなければならない。(交付の特例)

第5条 リ災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって第3条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 リ災証明書等で証明する事項は、災害によるり災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

【一般対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】  
【地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】



整理番号

年 月 日

## り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家*の所在地			
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常時に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害状況 り災証明書使用目的	
------------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

綾川町長

印





資料 1 3 - 1 - 1 4 緊急消防援助隊応援要請連絡票

災害対策本部行き  
 消防庁広域応援室(航空係)行き  
 航空隊行き 月 日 時現在  
 航空隊

受援航空隊 情報提供FAX

□ 1 拠点ヘリポート

(1)	名称				
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	度	分	秒
		東経	度	分	秒
(3)	駐機可能数	機			
(4)	夜間照明	あり	・	なし	
(5)	給油設備	あり	・	なし	
		<input type="checkbox"/> 固定給油設備	(	kl)	
		<input type="checkbox"/> 給油タンク	(	kl)	
		<input type="checkbox"/> その他	(	kl)	
(6)	その他(誘導等)				

□ 2 無線

--

□ 3 被災地天候(予報)

--

□ 4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

□ 5 拠点ヘリポート付近状況

(1)ライフライン

①	電気	異常 なし	あり( )
②	水道	異常 なし	あり( )
③	ガス	異常 なし	あり( )
④	交通	異常 なし	あり( )

(2)コンビニ等食糧品店

あり (距離 )km	なし
------------	----

(3)宿泊施設

あり (距離 )km	なし
------------	----

□ 6 その他特記事項

--

送信者 職・氏名 電話 FAX
--------------------------

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】